時報 しゃりんけん

第11号
2018年

「そこから語る、問う、考える」

Society

Linkage

Nature

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶　社会倫理研究所所長　奥田太郎　1

特　集

第 11 回社会倫理研究奨励賞　1
　全体講評―学術性とアクチュアリティを巡って　谷口照三　2

　第 11 回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿
　相手の尊厳に関する無知に基づく侮辱的行為とその責任　中村信隆　6

インタヴュー

石川県西田幾多郎記念哲学館
　地域と共に、社会と共に哲学する　中嶋優太・井上智恵子　10

学界報告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム
「人権・安全・安心？―「いわゆる障碍者」の居場所」　森山花鈴　14

活動報告

2017 年度懇話会等報告　16
「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告　篭橋一輝　26
「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告　森山花鈴　32

社会倫理の道標

いま宗教と倫理を考えるための十冊　佐藤啓介　34

研究所活動記録

平成 29 年度（2017 年度）活動報告　38
研究所専任スタッフ研究業績　40
南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト相関マップ 2018　42
編集後記　44

ご挨拶

社会倫理研究所所長　奥田太郎

みなさま、こんにちは。このたび、2018 年 4 月 1 日付で所長を拝命いたしました。2008 年度以降、10 年にわたり丸山雅夫前所長のもとで、様々な研究所活動を展開してまいりました。この間、若手研究者の社会倫理に関する研究を奨励する社会倫理研究奨励賞も 11 回目の実施となり、また、本誌『時報しゃりんけん』も創刊から 11 号を数えるに至るなど、過ぎ去る時の速さに嘆息を禁じ得ません。しかし他方で、あっという間でありながらも、研究所として充実した活動を続けてこられた 10 年であったと思います。この 10 年の間に大学における事業の自己点検・評価の制度的な実施が定着した感がありますが、私たち社会倫理研究所のスタッフにとっては、本誌掲載記事の執筆と編集の作業が実質的な自己点検・評価となってきました。各号を振り返れば、その時々の研究所スタッフが取り組んできた研究所活動の内容が、熱気とともに伝わって来ることと思います。今号もまた、社会倫理研究所の 2017 年度における活動の様子をお伝えする内容となっております。お楽しみいただければ幸甚です。

特　集

第 11 回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007 年度に開始されました。

第 11 回の募集は、2016 年 12 月 1 日から 2017 年 11 月 30 日までに日本語で公刊された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて 7 篇の応募がありました。そして、2018 年 2 月 5 日、第 11 回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

中村信隆「無知に基づく侮辱的行為は
いかにして責任を問われるか」
（『倫理学年報』第 66 集、173-187 頁、2017 年）

と決定致しました。

また、第 7 回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の 1 篇が選定されました。

菅沼博子「ドイツにおける信条冒瀆罪正当化の試みの憲法学的一考察―宗教をめぐる「情念」の保護のための巧知？―(1)・(2・完)」（『一橋法学』15 巻 3 号 -16 巻 1 号、199-242 頁 /69-112 頁、2017 年）

なお、最終候補論文は以下の 2 篇です（順不同）。

志田淳二郎「「欧州国家」アメリカの自画像―冷戦終結期の米欧関係と G.H.W. ブッシュ外交の基調」（『アメリカ研究』第 51 号）

森悠一郎「運の平等・遺族年金・現状の固定化―ジョン・ローマーの「機会の平等」論の再検討と平等論のオルタナティブ」（『法哲学年報』2016）

第 11 回社会倫理研究奨励賞選定委員会

谷口照三【委員長代理】	桃山学院大学経営学部教授	経営学、経営哲学
安藤史江	南山大学大学院ビジネス研究科 教授	経営組織論、組織学習論
石川良文	南山大学総合政策学部 教授	環境政策、政策評価
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
篭橋一輝	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	環境経済学
森山花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	行政学、政治学

全体講評 ―学術性とアクチュアリティを巡って

第11回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長代理　谷口照三

「そこから語る、問う、考える」。社会倫理研究所のホームページから目に飛び込んでくるフレーズである。それは、インパクトのあるキャッチフレーズに違いないが、そこに留まることなく、ミッションステートメントに対する「重石」となっている。社会倫理研究所は、南山大学の教育モットーである「人間の尊厳」と「『善き生』を支える教養の再生」の連結を志向する。かかる立ち位置を基盤に、まず「現代世界のさまざまな動向がもたらす倫理的課題」から「語り」、それらを幅広い視座から「問い」、「考える」漸進的、継続的なプロセスを創造する。この「覚悟」の表現が、冒頭の言葉である。

社会倫理研究奨励賞は、このようなミッションを社会に開かれた形で具現化する象徴的な実践である。それ故に、応募論文の選考に当たっては、「学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究」が重視されてきた。今回は７篇の応募があり、予備審査によって５篇に、さらに最終審査において最終候補論文４篇に絞り込まれた。そして、最終的に、「学術性とアクチュアリティ」の面で高く評価された２篇が残り、第11回社会倫理研究奨励賞と審査員賞が選定委員の合議の下に以下のように決定された。お二人の論文は、甲乙つけがたく、評価は均衡したものであった。しかしながら、菅原論文の前半部分は第11回社会倫理研究奨励賞の対象外の時期での刊行であり、その点を勘案せざるを得なかった。

第11回社会倫理研究奨励賞

中村信隆（上智大学大学院哲学研究科博士後期課程：当時）

受賞論文

「**無知に基づく侮辱的行為はいかにして責任を問われるか**」（『倫理学年報』第66集、2017年３月）

奨励賞の中村論文は、「悪気のない無知に基づく行為について我々はいかにして非難し責任を問うことができるのか」への応答である。筆者は、その際、「義憤」や「憤り」という「反応的態度」から責任を問う「ストローソン的なアプローチ」を採用し、さらにJ・マーフィやJ・ハンプトン等の「憤りの対象としての『屈辱』」概念に着目する。屈辱概念の導入は、本論文における重要な論点の一つである。これまでの「無知に陥った経緯に注目するアプローチ」は一般的に「責任を問うことはできないという結論」が導かれるが、そこには「被害者がどう感じるかと言う観点」が抜け落ちることがある、と筆者は指摘する。筆者は、「この被害者特有の観点を抜きにして責任について論じることはできない」とし、「義憤」や「憤り」という「反応的態度」を重視するアプローチと屈辱概念を手掛かりに、責任を問う道筋を明らかにしようと試みている。この論文での第二の論点となっているのが、その扉を拓く視座の提示である。そこにおいて、「相手の道徳的地位についての無知に基づく行為」と、それが引き起こす「憤りの対象となる屈辱」を巡る被害者と加害者の間での「責任を問う・問われる実践」をコミュニケーション行為として捉え直すことが提案されている。中村論文は、よくまとまった、意欲的な論文として、高く評価できる。

しかし、気になる点も最終審査の場で指摘された。その一つは、「無知」で捉えられている事柄の範囲が明確でないため、＜異なる見解を持つ者＞をすべて「無知」の側に追いやってしまう危険性を否定できない、という点である。本論文のほぼ結論部分において、「責任を問う」全体を貫く論点よりも、コミュニケーション行為という実践の成立条件が如何に充足されるかという論点の方がより重要な課題として浮上している。かかる論述の仕方では、「突き放された」読後感を禁じ得ない。第二の「気になる」点である。とは言え、現代社会において重要でありながらも論ずることの難しい倫理的なテーマに正面から取り組む姿勢は、高く評価できる。とりわけ、「応答可能性」という「責任（responsibility）」の本来の意味に鑑み、責任とコミュニケーション行為の実践との密接な連関の可能性を示唆する試みは、学術性やアクチュアリティの面においても積極的に評価できる。さらに、その試みは、政治経済的・宗教的な多様性に関わるテーマへの展開可能性を秘めている、という点が審査委員の間で共有された。このような可能性という文脈の中で、責任概念の再検討につながる今後の議論の深化に期待したい。

審査員賞

菅沼博子（一橋大学大学院法学研究科博士後期課程）

受賞論文

「ドイツにおける信条冒瀆罪正当化の試みの憲法学的一考察―宗教をめぐる『情念』の保護のための巧知？―」（『一橋法学』15 巻 3 号、2016 年 11 月、16 巻 1 号、2017 年 3 月）

審査員賞の菅沼論文は、ドイツの刑法 166 条「信条冒瀆罪」を憲法学の視座から考察し、日本における「ヘイトスピーチ」に関する法的規制及びそれに関する法的議論への示唆を得ようとする、意欲的な論考を展開している。かかる趣旨に沿って焦点が当てられている論点として、二点指摘し得る。第一点は、「信条冒瀆罪」が対象としている「宗教的な屈辱表現」と「ヘイトスピーチ」の「根底において通ずるものは何か」と問い、それを明らかにすることである。筆者は、まず、丹念に「信条冒瀆罪」の制定過程、裁判例や判例等、および学説の検討を行っている。その結果、「信条冒瀆罪を『不快感』の領域から遠ざけ、『尊厳』の領域に近づけ、コミュニケーションの自由とのあいだで適切な方向性をとるべく志向する傾向」が歴史的に存在することを読み取り、「この『不快感』と『尊厳』の境界線の線引きこそ、ヘイトスピーチと宗教的な屈辱表現」の「根底において通ずるものである」、と自らの問いに応答する。それを受け、第二の論点として、筆者が意図した今後の日本におけるヘイトスピーチに関する法的議論の深化への「示唆」が、開示される。「『不快感』と『尊厳』の境界線の線引き」というドイツの「巧みな知恵」と、日本の憲法学のヘイトスピーチに関する言説、とりわけ、「社会的階級的増悪の表現を制約すべく、精密な論理」を展開している石川健治の言説とを重ね合わせること。筆者が展望しているその「示唆」は、このようなものと推察される。

本論における議論の道筋と丹念な考究は審査員から高く評価されたが、あまりにも大部であることから、論点の絞り込みの必要性が指摘された。本稿の目的ないし今後の展望をより精緻化する中で、論点の絞り込みがなされていたならば、よりコンパクトで、重厚な論考となったと思われる。惜しまれる点である。

最終候補論文

以上の 2 編以外の最終候補論文に選ばれたのは、以下の 2 篇である。

志田淳二郎「『欧州国家』アメリカの自画像―冷戦終結期の米欧関係と G・H・W・ブッシュ外交の基調―」（『アメリカ研究』第 51 号、2017 年 3 月）

志田論文は、1980 年代末の冷戦終結期にアメリカ合衆国第 41 代大統領ジョージ・H・W・ブッシュが取り組んだ欧米関係に関する外交戦略を積極的に評価しようとする論考である。そこでは、まず、「アメリカ外交のビジョン」が「優越戦略」、「孤立主義（米国第一主義）」、「オフショア・バランシング」、「選択的関与」の四類型としてモデル化され、次に冷戦終結期の欧州情勢に関する歴史的社会的文脈を媒介に、ブッシュ大統領が唱えた「欧州国家としてのアメリカ」が「選択的関与」戦略の展開であったことが指摘される。最後に、かかる戦略的展開の意義を「孤立の

回避」と「対欧関与の姿勢」を対外的に示す必要性に認め、積極的に評価する。本稿は、論理構成がしっかりしており、また説得力もあり、秀作である。ただ、本論文での議論に内包されているであろう社会倫理的含意を抽出する論究があったならば、という想いが残る。

森悠一郎「運の平等・遺族年金・現状の固定化―ジョン・ローマーの『機会の平等』論の再検討と平等論のオルタナティブ―」(『法哲学年報（2016)』2017 年 11 月)

森論文は、現実の生活世界における生活リスク軽減を図る社会政策、本論では特に遺族年金を巡る課題の摘出をジョン・ローマーの所説の批判的吟味から試み、そしてかかる課題克服への応答の可能性をエリザベス・アンダーソンとジェラルド・コーエンの所説の建設的吟味から展望しようとする、意欲的で、熟慮された論考である。しかし、論述自体がその趣旨を精緻化するようになっているかどうか、若干の疑問を禁じ得ない。どちらかと言えば、重心が理論的言説に、また課題の摘出に置かれており、ややバランスを欠くように思われる。「遺族年金などを巡る倫理的課題」から「語り」、それらを幅広い視座から「問い」、「考える」中で、ローマー、アンダーソン、コーエンの所説が占めるべき場所を確保し、そこから新たな理論的萌芽を見つけ出すように論理構成が組まれていたならば、筆者の筆力からして、「学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究」になっていたであろう。

我々審査員は、すべての応募論文に、大いなる刺激と感動を得、第 12 回社会倫理研究奨励賞への期待を膨らませることが出来たことを、嬉しく思う。このことに勇気をもらい、審査に関わった者として、最後に要望的な感想を述べることをお許し頂きたい。日本の現状は、とりわけ政治・行政の世界、経済・産業の世界、さらには教育・研究の世界にみられる「改革」の名の下にもたらされている現状は、極めて深刻な問題を孕んでいるように思われる。このような時、冒頭に述べた社会倫理研究所の「そこから語る、問う、考える」は、これまで以上に重みを帯びてくるに違いない。今こそ、そこに含意されている「学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究」にとって決定的に重要となるのは何か、と問うべきであろう。とりわけ基本となる論点の一つは、「現在ないし現代、あるいは今・ここを如何に捉えるか」、である。それを瞬間的なものとしてではなく、過去と未来の結合として、しかも自己都合的、恣意的ではなく、内省的でかつ過去と未来に対する「豊かなイマジネーション」を下に捉えていくことが肝要である。日本も含め、世界における危機的状況に欠けているのはかかる時間観念である、と言っても過言ではなかろう。■

第11回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿

相手の尊厳に関する無知に基づく侮辱的行為とその責任

第11回社会倫理研究奨励賞受賞　中村信隆

このたびは社会倫理研究奨励賞という名誉ある賞をいただき、誠にありがとうございます。選定委員の皆さま、南山大学の関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。また論文の中できちんと謝辞を書くことができなかったのですが、これまでご指導いただいた上智大学の寺田俊郎先生、原稿を検討してくれた上智大学哲学専攻の院生の皆さん、発表の場をいただき多くの貴重なご意見をいただいた現代倫理学研究会と行為論研究会の皆さま、そして匿名の査読者の方々にこの場を借りて感謝申し上げます。

受賞論文は私自身にとって非常に思い入れのある論文でして、自分が大学院で研究してきた様々なことが凝縮されたものと言うことができます。ただしそのせいで出自の異なる様々なアイディアが混然一体となっており、「変なこと」が書いてある論文だと私自身思っておりまして、他人から見て評価に値するものなのかと心配しておりました。なので今回このように評価していただいたことは、自分にとって大きな励みとなります。と同時にこの賞の名に恥じない研究を残せるよう今後これまで以上に研究に励んでいかなければと強く感じております。

以下、本論文の概要として本論文のテーマとアプローチを簡単に説明した後、本論文の背景と今後の課題についてやや詳しく述べたいと思います。

テーマとアプローチ

テーマに関してですが、「無知に基づく侮辱的行為はいかにして責任を問われるか」という論文のタイトルを聞くと、例えば「指で目を吊り上げるジェスチャー」が東アジアの人に対する差別を表すとは全然知らずに、そのようなジェスチャーを行ってしまった場合の責任などを連想してしまうかもしれませんが、本論文が問題としたいのはもっとひどい侮辱のケースです。つまり「こんな奴に尊厳なんてない、こんな奴が俺と対等なはずがない、だからこいつに対してはこういうことをしても許される」と考えて相手に対して暴力を振るったりする場合の責任、つまり相手の道徳的地位・尊厳に関する無知ないし誤解に基づく侮辱的行為の責任が本論文のテーマとなっております。なおここでの「侮辱的行為」とは、相手を下等な存在として侮辱するようなメッセージが込められた行為を指します。

本論文はこのような無知に基づく侮辱的行為の責任を問題とするわけですが、従来、無知に基づく行為の責任に関しては、その無知に陥った経緯に落ち度があるかどうかに注目してその行為の責任を考察するアプローチが主流だったかと思います。私はこのアプローチの妥当性を否定するわけではありませんが、本論文は、このアプローチでは被害者特有の観点を取りこぼしてしまうのではないかという疑問に基づき、別のアプローチを採用しております。それがストローソン的なアプローチです。このアプローチは、Ｐ・Ｆ・ストローソンが憤りなどの反応的態度（reactive attitudes）の観点から自由や責任の問題を考察したのに倣い、憤りなどの感情を抱くことと相手に責任があると見なすことを結びつけて考えようとするアプローチです。そしてこのアプローチをとる際に本論文が注目するのが、憤りの対象とは行為に含意される（行為者がその行為を通して発してくる）侮辱のメッセージだというＪ・マーフィやＪ・ハンプトンのアイディアです。本論文はこのアイディアをストローソン的アプローチと結合し、「無知に基づく行為は、もしそれが侮辱を含意するのであれば、端的に憤りの対象となり、責任を問われる」という仮説を立てた上で、この仮説が正しいかどうかを検討するという形をとっております。本論文は責任の問題を一種のコミュニケーションの問題として捉え、相手の尊厳に関する無知に基づく侮辱的行為は、それが含意する侮辱的メッセージが被害者にとって重みをもつがゆえに、端的に憤りの対象となると論じ、そして責任を問うことの内実を謝罪や賠償や罰を求めることとして捉えた上で、謝罪や賠償や罰は被害者の尊厳を表現するものとして正当に要請されると考えることで、このような無知に基づく侮辱的行為も責任を問われると論じております。

背景

本論文のテーマとアプローチはこのようなものですが、なぜこのような少し変わったテーマとアプローチで論文を書こうと思ったのか。その背景としてまず挙げられるのが、私自身の生（なま）の感覚です。私自身、相手から不当な扱いを受けて憤りを感じるということは何度かありましたが、そのときに私の心の中に一番に生じるのは、「舐めてんのかこいつ」「こいつは一体何様なんだ」という思いです。「舐めている」だとか「何様だ」だとかいう言葉は、非常に汚い言葉で、普通は倫理学者が真面目に取り上げるような言葉ではないと思います。しかし少なくとも日本人の大半は今までにこういう思いを抱いたことがあると思います。倫理学を研究する者として、こういう私たちが日常の中でごく自然に感じる感情や感覚を大切にしたいという思いが常にありまして、そしてこの「舐められている」という感覚をうまく説明することができるのが、憤りの対象を侮辱と捉えるマーフィやハンプトンのアイディアなわけです。

そしてこの「舐められている」という感覚と密接に結びついているのが、「或る種の無知に基づいて不正な行為をしている」という考え方です。相手のことを見下し、相手を、自分の意のままに用いることができる、尊厳をもたない奴隷のような下等な存在と見なし、「こいつにはひどい扱いをしても許される」「こいつには私の言うことに逆らう権利はない」「こいつが私に逆らった場合には暴力を振るって言い聞かせてもよい」と考え、自分の暴力的な行為は正当な行為であると判断して相手に対してひどい仕打ちをする。これは決して珍しいケースではないと思います。相手に不当な扱いをするときに、自分自身はそれが不当だとは思っていない。それが不当にならないほどの上下関係がそこにはあると思っている。このように加害者が被害者のことを本当に見下し、その地位からすれば自分の行為は許容されると本当に誤解をしている場合こそ、私たちが本気で憤りを覚えるのではないかと私は考えています。つまり「私はそのように扱われるのが当然の下等な存在ではない」「私にだって尊厳はある」という思いがこみ上げ、憤りとなって現れるわけです。

このような生の感覚が大きな背景となっているのは確かだと思いますが、それ以外にもっと理論的な背景もあるかと思います。まず私は、刑罰特に応報的刑罰の正当化に関してハンプトンの理論を参考にしながら研究をしてきました。ハンプトンは、犯罪行為の核心をなしているのは先ほど述べたような侮辱のメッセージだと考え、応報的刑罰は、

そのメッセージを打ち消し、被害者が加害者と対等に尊厳をもつことを表現するという機能をもつがゆえに正当化されると論じております。今回の受賞論文は、このハンプトンの刑罰論の基礎を究明するという側面ももっていると言えるかと思います。

また責任の問題は私が学部生の頃から考え続けている問題でもあります。私はカント倫理学の研究から出発しておりますが、カント倫理学の中で責任とりわけ不正な行為をした場合の責任つまり悪への責任をどう基礎づけるのかという難問につき当たりました。カント倫理学において要請される自由は本来は自律の自由、つまり道徳的に善く正しく行為する自由です。カント自身は悪への自由を選択意志（Willkür）の自由というもので説明しようとしているように思われますが、それは少なくとも私にとって納得のいく説明ではありませんでした。私はむしろ、自律的な行為者こそが責任主体であり、自律的でないことはただの無能力なのだから、自律的な行為者がまさに自律的である限りにおいていかにして不正な行為を行うのかと問わなければならないと考えるようになりました。Ｒ・Ｊ・ウォーレスの責任論も参考にしながら、最終的に私は次のように考えるようになりました。つまり、自律的な行為者といえども経験的な事実に関しては無知に陥ることがあるのだから、自律的な行為者は、相手の理性的能力（カント主義的に考えればこれが尊厳の根拠となるのですが）に関する事実を誤認し、「相手は十分な理性的能力をもたないので尊厳をもたず、それゆえに尊重に値せず、モノのように扱ってもよい」と判断して、相手に対してひどい仕打ちをしてしまうということです。この考え方は、まさに相手の尊厳に関する無知に基づく侮辱的行為という考え方と同じになるわけです。

今後の課題

このような様々な背景のもとに本論文は成り立っているわけですが、本論文の詳細は割愛することにして、ここでは今後の課題について述べておきたいと思います。相手の尊厳に関する無知に基づく侮辱的行為と聞くと、差別等の特定の不正のみが対象となっているように思われてしまうかもしれませんが、私自身は本来、憤りの対象となるような不正すべてを取り扱いたいと思っておりまして、実際侮辱に注目するマーフィやハンプトンの議論も基本的に、犯罪の本質とは何かという大きな問いに答えるものとして提示されたものです。しかし私は、カント主義的に尊厳の根拠は理性的能力であると考え、よって尊厳に関する無知というのは結局のところ相手の理性的能力という事実に関する誤認のことだと論じてきました。しかしこのように論じることによって、対象となる侮辱的行為の範囲が大きく制限されることになるという問題が生じるように思われます。

例えば或る非常に横柄な客が閉店時間になっても帰らずに「あと一時間いさせろ」と要求し、丁重にその要求を断った店員に対して、店員のくせに生意気だと言って店員と揉めて最終的に暴力を振るうという場合を考えてみます。この場合、この店員はおそらく、対等な人格として扱われずにむしろ奴隷のように扱われたと感じて憤りを覚えると思いますが、ただこの客は決して店員の理性的能力を過小評価しているわけではないはずです。おそらくこの客は、客である自分のおかげで店員は生きていくことができるのであり、そのくらいの上下関係があるのだから、客の命令には店員は黙って従うべきだと考えており、その命令に逆らった「無礼な」店員に自分の立場を分からせてやろうと暴力を振るったと想定できます。そしておそらく、配偶者の女性に対して暴力を振るう男性などもこれと似たような考えに基づき暴力を振るうのであって、別に相手の理性的能力を過小評価して暴力を振るうわけではないように思われます。

相手の理性的能力を過小評価して相手を下等な存在として誤解して不当な扱いをするということは、レアなケースというわけではないと思いますが、少なくともメジャーなケースではないと思います。無知ゆえに不当な扱いをするのだと考えるとしても、その無知とはどのようなものなのか。この無知は、本論文の中で責任の根拠として挙げた道徳的能力（規範を認識しそれに従って行為する能力）の欠如を示してはいないのか。いやそもそも、谷口先生が講評の中でご指摘していただいたように、本当にそれは無知と言えるのか。こういった問題についてより緻密な議論が必要になるはずです。道徳と認識の問題について今後研究を深めていきたいと思っております。

また本論文はもともとは責任の問題全般について考察することを意図しており、責任というものにとって選択可能性としての自由はレレヴァントではなく、責任が成立するためにはコミュニケーション能力と道徳的能力だけで十分だということを示すことを目指しておりました。しかしこの目標は達成できていないと思います。本論文の根底には、責任の問題とは本来、「これは誰のせいなのか」「どこに原因があるのか」という「原因性」の問題ではないという考

受賞者プロフィール

なかむら のぶたか
中村 信隆

上智大学文学部哲学科卒業。上智大学大学院哲学研究科哲学専攻博士前期課程修了。上智大学大学院哲学研究科博士後期課程満期退学。現在、同大学院文学研究科特別研究員。

研究領域

現代英米圏の倫理学、刑罰論
カント倫理学

主要業績

「被害者の価値の表現としての応報的刑罰―J. ハンプトンの表現的応報主義の理論を手掛かりとして―」『倫理学年報』第 64 集、日本倫理学会、2015 年、219-232 頁。
「「恥を知れ」とはいかなる非難か」『哲学』第 69 号、日本哲学会、2018 年、215-229 頁。

えがあります。責任の問題とは、「相手に何をしたら相手から何をされるのが当然なのか」「何をしたらどのような罰を受けるべきなのか」「何をしたらどのような権利を失うのか」「何をしたらどのような償いをしなければならないのか」といった「規範」の問題であると私は考えております。従って、責任を問うことの正当性とは、謝罪や罰や賠償を要求することの正当性とイコールだということになります。このような考えに基づき本論文は成立していますが、本論文の議論を完成させるためには、やはり責任そのものについてより深い研究が必要になるはずです。これも今後の課題と思っております。

最後になりましたが、本当にこのような名誉ある賞をいただいたこと、重ねて感謝申し上げます。多くの貴重なご意見をいただき、多くの課題を新たに見つけることができました。これを励みに、今後今まで以上に研究に励んで参りたいと思います。今回は本当にありがとうございました。

インタヴュー

石川県西田幾多郎記念哲学館

地域と共に、社会と共に哲学する

中嶋優太 × 井上智恵子 × 奥田太郎 × 森山花鈴

2018 年 3 月 7 日、第一種研究所員の奥田、森山、篭橋（撮影担当）が石川県西田幾多郎記念哲学館（以下、哲学館）を訪問し、様々な企画の立案・運営を担う中嶋優太氏（研究員）と井上智恵子氏（学芸員）にお話を伺った。西田哲学館は、石川県かほく市が管理運営する日本唯一の「哲学の博物館」であり、建築家安藤忠雄の手で設計された思索空間としても知られている。

1. 設立経緯と組織構成

奥田：哲学館は、1968 年に宇ノ気町立西田記念館として設立され、その後、2002 年に現在の形でオープンしたと伺っています。その前後で何か変化はあったのでしょうか？

中嶋：前身の西田記念館では、西田幾多郎の顕彰が主たる目的でした。2002 年に、石川県が新しい建物を建てることになり、西田幾多郎や西田哲学に限られず、哲学の普及というより幅広い目標を定めることになりました。

奥田：西田ミュージアムから哲学ミュージアムへ、より広く社会へ開いていくという印象を受けます。

中嶋：やはりより開かれた博物館に、という意識があったと思います。私も、西田の直弟子世代が徐々にいなくなるなかで、哲学そのものの面白さを知ってもらうことが必要だという危機感を持っています。それとともに、市が行う事業であるがゆえの公益性への配慮もしながら活動を進めています。

奥田：組織構成はどうなっていますか？

井上：哲学館は、かほく市が運営している施設で、組織としては、市の教育委員会の生涯学習課の出先機関という位置づけです。ですから、私たちも市役所の職員として雇用されています。館長のもと、学芸課と管理課があり、展示や哲学イベントなどについては学芸課長のもと、私たち専門員、学芸員、研究員が中心となって活動しているという形です。

森山：市の組織ということは、事業の継続性や配置転換等で流動的な側面がありそうですね。

井上：そうですね。今のところ、理解のある方々に支えられて活動できています。

奥田：経費は市から出ているのですか？

井上：基本的に館の運営については市の経費で賄っています。西田を顕彰する会として頌徳会があり、哲学館はその事務局も担っておりまして、その事業に対して市から補助金が出ています。西田の短歌と漢詩を扱う吟詠大会などでは、参加費の収入もあり補助金でそれを補う形です。

中嶋：他の市区にはない、かほく市の特色として哲学館を位置づけていただいていることもあり、国からの交付金をいただくこともあります。たとえば、現在の建物のなかには、収蔵品を広げて分析ができるような研究用のスペースがないので、研究棟増設にも交付金が充てられています。

森山：イベントなどの来訪者は、かほく市外の方が多いのですか？市の事業としては入館者数なども気にされているのでは？

井上：かほく市外の石川県の方々がいらっしゃる感じですね。入館者数は今年度現在で 31,000 人程度です。市の施設として貸館などもしています。

奥田：「友の会」は現在、何名程度ですか？

井上：200 名程度ですね。内、特別会員は約 20 名です。友の会の会員は、年 1 回刊行の講演録『点から線へ』

がもらえて、イベントチラシ等の館の情報が提供されます。遠方にいらっしゃってなかなか西田哲学館へ来られないから情報がほしいという方もおられます。

奥田：『点から線へ』はいつ頃から刊行されているのですか？

井上：西田記念館の頃から継続的に刊行しています。次号で通巻 67 巻になります。目次はウェブ上で見ていただけます。初期のバックナンバーはガリ版刷りのものしかないので、アクセスがしやすい形に整理をしたいと思っています。また、哲学館のアーカイブ機能の充実も進めたいですね。

中嶋：時間ができれば、西田記念館時代の実績も整理して「哲学館の歩み」展といった企画展示をしてみたいなと思っています。

2. 哲学館の活動内容

奥田：外向けのイベントはどのようなものを実施していますか？

中嶋：1990 年から続いている西田幾多郎哲学講座が年間 10 回開催されています。西田哲学に限らず、哲学全般、文学や芸術などをテーマに講演を行っています。また、没後 2 年目からの事業として寸心読書会があります。最近は『善の研究』を扱っています。そして、8 月に 2 泊 3 日で開催する夏期哲学講座は 40 年近くやっている基幹事業です。

井上：平成 26 年度からは、かほく市の外に出てイベントをする、ゆかりの地交流事業を始めています。これまで東京、長野、山口、鎌倉などで開催してきました。

中嶋：山口に西田がいたことはあまり知られていないのですが、実は、西田が暮らした家が残っていたりするんです。そうした西田所縁の地を発掘して、各地の西田に関心のある人とのネットワークを、哲学館を軸につくっていくことを目指しています。

井上：お金、老い、科学技術などをテーマに著名な方をお招きして講演をしていただく企画もしておりましたし、少しカジュアルな哲学入門講座も実施しています。哲学に関心のない方にも哲学館に足を運んでいただくというのが狙いです。

中嶋：哲学館と市の図書館の蔵書を用いた本棚企画もあります。哲学館の独特のスペースにコタツを置いて、その周りに、例えばスポーツに関連する図書を配置して、関連するテーマで哲学カフェを行う、というものです。哲学館初の哲学カフェは、三浦隆宏さんにお願いして開いたのですが、その時のテーマは「義理チョコは必要か」でした。

奥田：鷲田清一の直弟子である三浦さんが哲学館の哲学カフェのキックオフに携わっていたのですね。哲学館でそんなテーマはけしからん、という声はなかったのですか？

中嶋：特になかったですね。毎回参加者の皆さんにはお楽しみいただいております。

井上：ちなみに、哲学館の図書室と市の図書館は同じシス

テムで運営されているため、かほく市の方は同じカードで哲学館の本も借りられます。

中嶋：本棚企画と哲学カフェのターゲットは市内の人たちです。この企画をすることで、地元の子連れのお母さんや散歩をしに来た人たちが哲学館に寛ぎに立ち寄ってくれるようになりました。

奥田：コタツの効果が大きいのかもしれませんね。

井上:その他には、企画展や禅文化体験会も行っています。企画展では関連イベントとして対談や講座を企画したり、期間限定スイーツを提供するなど話題提供の工夫もしています。

奥田：本当に様々な企画を動かしておられるのですね。

中嶋：これらの他に、学校教育関連の活動もあります。市内や市外の学校への出前講座では、哲学の話や西田幾多郎の話など、依頼に応じて講義をしています。市内の学校の場合は、小５と中２の生徒たちが哲学館に見学に来た後、先方に私たちが出前講義を行なっています。昨年、土屋陽介さんに来ていただいて、中学生向け哲学カフェイベントを実施したのですが、それがきっかけになって、見学、講話に加え、哲学対話を組み合わせて行うようになっています。また、少し特殊なケースですと、金沢二水高校から、哲学や思想をテーマにした５回程度のプログラムを実施したいがどのようなことができるだろうかと相談を受けました。哲学館から提案させていただいて、現在、鈴木大拙館、金沢ふるさと偉人館および当館がかかわる形で実施されています。さらに、高大連携ということで、京都大学の応用哲学・倫理学教育研究センターにもご協力をお願いして、有志の高校生 20 人がこちらで研修を受け、京都に出向く、という企画の立ち上げにも携わりました。

3. 研究機関として

森山:これほど多くの企画運営をなさっておられる一方で、中嶋さんたち自身の研究活動はどうなさっているのでしょうか？研究機関としての哲学館についてお聞きしたいです。

中嶋：もちろん私自身の研究も進めていますが、哲学館としては、最近、西田の遺族から未公開資料のノート 50 冊が入ってきました。西田生誕 150 年に当たる 2020 年を目指して、その修復と翻刻の事業に力を入れています（2018 年３月に『西田幾多郎未公開ノート類研究資料化：報告１（2017)』を刊行しました。西田幾多郎が京都大学赴任直後に行った倫理学講義の講義ノートの一部の翻刻を収録しています)。

井上：本来は、すでに所蔵されている資料整理の作業も必要なのですが、なかなか進めることができていませんでした。現在、資料の電子公開を契機に、少しずつ進め始めています。

中嶋：実は、哲学館は、西田哲学会の事務局も引き受けています。大きい仕事としては、３年に一度の国際シンポジウムもあります。

4. 広報や集客について

奥田：広報や集客について何か工夫をしていることはありますか？

井上：広報チラシは、博物館、美術館、図書館に送っていますが、夏期哲学講座など遠方の方々に知らせるべきものについては哲学系の大学研究室などにも送っています。

中嶋：ゆかりの地交流事業はその地域の市役所などに協力要請をするなど、イベントごとに送付先は検討しています。広報用のチラシやポスターには力を入れていますね。特に企画展とイベントについて言えば、広報の集客機能そのものよりも、ポスターやチラシを頒布して見てもらうことそのものが重要だと思っています。たとえば、これまで脚光を浴びていなかった人物に着目した企画展の場合は、そうした人物を扱っていることが広報を通じて知られることに意味があります。

森山：観光場所としてのアピールはないのですか？

井上：そうしたアピールは産業振興課が担当してくれています。

中嶋：鈴木大拙館は観光スポットですが、哲学館は教育活動が主たる目的という位置づけとも言えます。哲学館を観光スポットにするには、最寄りの宇野気駅からバスを出すなど、アクセスをよくする工夫が必要でしょうね。

5. 建築と空間について

奥田：哲学館と言えば、安藤忠雄氏の手による建築物で有名ですよね。

井上：そうですね。来館者のなかには、安藤建築を目的に来る方もいらっしゃいます。

中嶋：観光でいらっしゃる来館者の半分以上は、安藤建築が目的という印象ですね。

井上：変わった建物のなかで写真を撮るのが好きな方々もいらっしゃいます。哲学にまったく関心のない方も足を運んでくださるという点では、悪いことではないと思います。

奥田：使い勝手はどうですか？

井上：来館者の方がよくおっしゃるのは、迷うということですね。

中嶋：哲学館では順路表示をあまり多く出していません。というのも、安藤さんのコンセプトとして、思索をするとは迷うことだ、というのがあり、最初から迷うように作られていたからです。とはいえ、ご老人を含め、いろいろなお客様がいらっしゃいますから（笑）

井上：案内をするときには、「迷うことも楽しんでください」と言うようにしております。

中嶋：スタッフ側の観点から言うと、ご覧の通りガラス張りですから、資料を展示する際には光が当たらないように注意を払っています。

井上：各扉がすごく重いので、資料の運び出しが大変です。

中嶋：オープンな作りですので、声が響きやすいのも場合によっては苦慮することがあります。

井上：展示スペースが外に直結している場所があるので、湿度管理や虫対策にも気を使っています。

奥田：観ている側からすると、斬新でかっこいいと思いますが、管理者側から見ると、いろいろ大変ですね。

6. 今後の展望

奥田：哲学館としての今後の展望をお聴かせください。

中嶋：幾つかあります。一つは、伝統的にやってきた哲学講座や寸心読書会などを守っていくのは重たい責任があると思っています。もうひとつは、それを守っていくためも、裾野を広げるイベントを行って、能動的に楽しめる人を増やしていかないといけないと考えています。

井上：常連のお客様が高齢化していきますから、先細りしないように注意しなければなりません。

中嶋：難解な哲学というものに価値を見出す世代がいなくなっていく状況に対して、次の世代で教養主義的なものへの感度を維持していく工夫も必要だと思います。

井上：新しい傾向としては、哲学カフェなどでは、女性の客層も増えているので、大事にしたいですね。

中嶋：もう一つ言うなら、市内各所や市役所内の人たちに哲学を知ってもらって、仲間を増やしていかないと、長く続けていけないと思っています。その意味で、市内の学校への出講事業は重要です。また、哲学カフェを開くと、他のイベントでは聞こえてこない「楽しかった」という感想が市の人から届くので、これも続けていきたいですね。そして、もう一つ。哲学館の研究施設としての存在感を市の内外に認知させていきたいと思っています。

奥田：本日お伺いして、中嶋さんや井上さんたち、スタッフの方々の間でビジョンの共有ができている印象を強く持ちました。今後の展開を楽しみにしております。ありがとうございました。■

中嶋優太
【なかじま・ゆうた】
石川県西田幾多郎記念哲学館研究員
京都大学大学院文学研究科で日本哲学史を学ぶ。
大阪教育大学などの非常勤を経て、2015 年より現職。

井上智恵子
【いのうえ・ちえこ】
石川県西田幾多郎記念哲学館学芸員
金沢大学大学院人間社会環境研究科で仏教美術史を学ぶ。
2015 年より現職。

学界報告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム

「人権・安全・安心？―「いわゆる障碍者」の居場所」

森山花鈴

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員
法学部・講師

南山大学社会倫理研究所は、2011 年から上智大学生命倫理研究所との共催シンポジウムを毎年開催しており、今回の開催で第７回目を迎えた。今回のテーマは「人権・安全・安心？―「いわゆる障碍者」の居場所」であり、2018 年２月 25 日（日）に上智大学生命倫理研究所主催によって上智大学四谷キャンパスにて開催された。シンポジウムは二部構成であり、第一部では４名の提題者による講演[1]、第二部では奥田純一郎（上智大学法学部）の司会によって講演者４名とのパネルディスカッションが実施された。

１．第一講演

第一講演は、**水留正流（南山大学法学部）**による**「精神科医療における病院と地域―心神喪失者等医療観察法と触法精神障害者の処遇」**と題する講演であった。水留は、法学の観点から心身喪失者等医療観察法[2]（以下「医療観察法」と言う）の現状と課題について論じた。

水留によると、2001 年の大阪教育大学付属池田小事件[3]を経て立法に至った医療観察法は、①重大な犯罪行為を②責任能力に問題があった状態で行ったために③刑務所に収容されなかったものを対象としている。元々、池田小事件当時の世論は、犯罪危険性に対応して社会の安全を守るための制度を作ることを求めるものであったが、大きな反対もあり、日本では将来の犯罪危険性を第一次的な目的とする自由制約的な司法処分（保安処分）は認められていない。水留は、そうした現状の中でも精神病院の開放化になじみにくい患者（触法精神障碍者等）も事実として存在することを踏まえた上で、現在、触法精神障碍者に対する退院後のフォロー体制が未整備であること、処遇が行き届きにくい患者の処遇の適正化が求められていることを述べ、医療観察法の地域処遇や精神医療における地域処遇についても紹介し、講演を締めくくった。

２．第二講演

第二講演は、**三島卓穂（千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員）**による**「強度行動障害を持つ人の居場所はどこなのか」**と題する講演であった。三島は、知的障害者施設の現状を踏まえつつ、強度行動障害[4]を持つ人の居場所について論じた。

三島によると、強度行動障害者は、民間の施設に入ろうとしても、何か問題が起こることを懸念した施設側に契約段階で拒否されてしまうという現状がある。さらに、国の施設も定員数減少となっており入ることができず、公立施設も終生化が進み、空きが無い状況が続いている。そのため、強度行動障害者施設では、一度入所ができると、終生化が進むこととなり、入院・死亡退所も増えている。さらに、こうした施設は一般社会から隔絶された場所にあることが多い。対応する職員の負担も大きく、終生施設化によって職員の目的喪失・モラル低下が起こり、特に終生型入所更生施設では虐待も起こりやすい。事実、アメリカでも施設内ネグレクトや虐待が起こってきた。こうした現状がある中で、三島は「どうすれば強度行動障害者が地域で普通の生活ができるのか」という点について、イギリス・アメリカや日本のモデル地域の事例を紹介にした上で、たとえ障害が重くても徹底的な自己決定の尊重が必要であること、PTSD を伴う強度行動障害者への理解とバックアップ機能が必要であることを指摘した。

1　本稿では、法律上の用語については「障害」を使用し、発表者が「障碍」や「障害」と使用している場合はその漢字を使用している。なお、タイトルと内容部分で異なる漢字を使用している場合もある。
2　心身喪失者等医療観察法：心神喪失等の状態で重大な互い行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）
3　2001 年６月８日、大阪府池田市にある大阪教育大学附属池田小学校に、男が侵入し、児童８名を殺害、児童・教諭 15 名に傷害を負わせた事件。
4　行動障害は、行動障害児（者）研究会によって「直接的な他害（噛み付き、頭突き等）、間接的な他害（多動、うなり、飛び出し、器物破損等、自傷行為等）が、通常では考えられない程度と頻度と形で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である。その中には、医学的には、自閉症児者、精神薄弱児者、などが含まれるものの、必ずしも医学による診断から定義される群ではない。主として、本人に対する総合的な療育の必要性を背景として成立した概念である。」と定義されている。

3．第三講演

第三講演は、**大塚晃（上智大学総合人間科学部）**による**「社会福祉の課題～相模原事件から見えるもの～」**と題する講演であった。大塚は重度の知的障害者施設での勤務経験もあり、障害児（者）ケアの現状と課題について論じた。

大塚によると、入所施設の利用者数は障害者自立支援法前から減少しており、ケアホーム・グループホームの利用者が増加している。これは障害者の人権擁護・自立も考えた上で、施設等から地域への移行が推進されているためである。そのような中で、入所施設である津久井やまゆり園にて相模原事件[5]が起こったが、事件後は厚生労働省によって検討チーム[6]が開催され、事件前の容疑者の状況の把握、容疑者の措置入院中の診療および措置解除時の対応、そして社会福祉施設等における防犯対策について検討された上で、ここでも「精神障害者の地域移行の流れは、人権擁護・地域共生社会推進の観点から決して揺るがしてはならない」とされている。大塚は、障害者が「必要とする支援」を利用できることが重要であると述べ、障害者差別解消法[7]、障害者総合支援法[8]、障害者権利条約などにも触れた上で、障害者の意思決定については「「判断能力が不十分な知的障害者に代わって何事かを決定する」ためには、本人以外の支援者や家族が関わる必要がある」[9]ことを強調した。

4．第四講演

第四講演は、**石田安実（上智大学生命倫理研究所）**による**「「正常さ」の束縛と多様性の間」**と題する講演であった。石田は哲学・倫理学観点から「正常さ」について論じた。

石田によると、社会的構築物としての「正常さ」は社会で決められることが多く、文学や映画・テレビといった様々な「回路」を通じて「正常さ」が子どもの頃から刷り込まれる。現代は「経済的正常さ」や「好ましい身体的特徴」などといった「正常さ」が尊重されることで、平均こそが「好ましい人間」という印象を与え、記述的な「中間値」が規範となってしまう社会になっている。そのため、「正常さ」の反対側にある人たちの視点が欠如する危険性があり、さらにこの社会の「正常さ」は人々の判断の制約となる。人々は何かを判断する際にも平均や中間値を求めるようになり、自己決定をする際の足かせとなっている。石田は、このような状況の中で、障碍者の自己決定を支えるためには、障碍者に自立を押し付ける政策を進めるのではなく、自己決定を尊重する風土を醸成していく必要があること、社会自体も「正常さ」から脱し、多様性を受容することが大事であると述べ、講演を結んだ。

5．パネルディスカッション

その後、休憩を挟み、パネルディスカッションが行われ、「「いわゆる障碍者」の居場所」に関して講師陣による活発な議論が行われた。本シンポジウムは、「障碍（者）」をテーマにしており、一見すると難しいテーマのようにも思えるが、多分野の専門領域を持つ講師陣から丁寧な講演と議論がなされたことで、これまでこうしたシンポジウム等ではあまり触れられることのなかった「「いわゆる障碍者」の居場所」について深く考えるきっかけとなるシンポジウムになった。なお、本シンポジウムの報告は、上智大学生命倫理研究所が刊行する学術誌『生命と倫理』に掲載される予定である。■

5　2016 年 7 月 26 日、神奈川県相模原市にある知的障害者福祉施設津久井やまゆり園に、元施設職員の男が侵入し、入所者 19 人を殺害、入所者・職員 26 人に重軽傷を負わせた事件。
6　相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム
7　障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
8　障害者総合支援法：地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）
9　2011 年 2 月 15 日付障害者総合福祉部会資料

活 動 報 告

2017年度懇話会等報告

第一回懇話会

2017年4月22日（土）
南山大学R棟5階R52教室
小西真理子氏（日本学術振興会特別研究員PD）

「共依存者は不幸なのか」

小西真理子氏は、2016年度の第10回社会倫理研究奨励賞審査員賞を受賞した、気鋭の若手研究者である。共依存にフォーカスを当て始めたのは小西氏が大学院生であった2004年からであり、共依存者の“苦しみ”にフォーカスを当てる点に惹かれたそうである。共依存の研究は主に心理学や社会学で行われてきたが、小西氏はケアの倫理を始めとする倫理学の中で、共依存の問題を扱いたいという強い問題意識を持ち、これまで精力的に研究を進めてこられた。

「共依存」とは、1970年代末にアメリカの臨床で生まれた概念であり、アルコール依存症者とその配偶者の間の相互依存関係（依存症者は配偶者に依存し、配偶者は依存されることに依存する状態）を指し示す。アルコール依存症の病理研究において、アルコール依存症の原因は依存症者自身だけでなく、家族内の“イネイブラー”（アルコール依存症という病理を生み出す人）にも目が向けられてきた。1970年代には、アルコール依存症者と苦悩を共にする人を表す「コ・アルコホリック」概念が成立した後、より病理的な意味合いを強く含む「コ・ディペンデンス（＝共依存）」という概念に発展した。「共依存」という概念は当初、何かに強く依存する傾向を示す状態や関係性を個人の神経症的症状として病理化することが念頭に置かれていた。その後、共依存はアルコール依存症に限定されず、適用範囲が物質や人間関係での依存にも拡張されている。ただし、共依存によって指し示される「病理性」の中身は変化している点に注意する必要がある。カレン・ホーナイやエーリッヒ・フロム、チャールズ・ウィットフィールドらの精神分析理論によって、共依存の病理性は神経症的な病理から、あるべき自己を見失っている病気（「自己喪失の病」）へと認識がシフトしている。

小西氏によると、日本に共依存概念が輸入されたのは1989年である。この年に東京精神医学総合研究所が「アルコール依存症と家族」をテーマとする国際シンポジウムを開催し、その場で共依存概念が紹介されたという。自己と他者の境界が曖昧であるという日本人の文化的特質は「甘え」や「相互依存」と表現されたりするが、非常に興味深いのは、こうした特質は欧米の共依存研究者からすると「共依存」としばしばみなされるということである。このことは、「共依存」の“病理”とされてきた内容が実は文化や社会関係の違いに左右されるということを示していることにもなるだろう。最近では、「素敵な共依存」という考えや、死をサポートするようなあり方に受容的な態度をとる研究も出てきているとのことであった。

ところで、共依存は世代を超えて連鎖していく可能性があるという。両親の共依存関係が子どもにトラウマを与えてしまい、自らも親のように共依存関係を構築してしまうことがある。このような世代を超えた共依存関係の連鎖を断ち切るためには、親や家族間の関係を改善するか、親や家族と決別するかの選択が迫られるが、ここに倫理的な葛藤が存在すると小西氏は指摘する。こうした葛藤を乗り越えて、健全な子育てができる大人になるためにはどうしたら良いか、と問う必要がある。また、共依存からの回復をめぐる言説には「あるべき自己」や「あるべき関係性」を押しつける危険性が潜

んでおり、良いもの／悪いものという二分法的思考を慎重に考える必要があると小西氏は指摘した。

こうして共依存について概説した上で、小西氏は「共依存症者は不幸なのか」という問いを立てる。その根底には、当事者が感じる愛を当事者でない人が否定できるのかという小西氏自身の問題意識がある。例えばドメスティック・バイオレンスを例にして、「非当事者は、殴られているときをクローズアップするが、当事者はどうだろうか。殴られてないとき、殴られる以前に「愛」が存在しなかったと非当事者に判断できるのか」と小西氏は問いかける。もちろん、全ての共依存症者が不幸ではないと小西氏は主張しているわけではない。むしろ、共依存の関係性の実態や、共依存症者の生き様を共依存症者の側から見つめ直したとき、あらゆる共依存が悪だとは言えないということである。ここからは報告執筆者の私見であるが、これは共依存の概念が適用される範囲が拡大されたこととも関係しているように思われる。つまり、神経症的な依存症者のみならず、相互に依存する関係性そのものが共依存として拡張されて解釈されるようになったことで、それまで自分たちの「幸せのカタチ」として考えてきた関係性が、「共依存」というラベルによって“治癒すべきもの”と判定されるようになる。そのときに“共依存症者”とされる当事者は、関係性の変革という圧力に直面し、大きな心理的不安や葛藤に直面するであろう。そのような当事者の人びとが抱える気持ちや、そのような人びとから発せられる内的な心の声に私たちはもっと向き合うべきではないか。小西氏の「共依存症者は不幸か」という刺激的な問いの背後には、そのような問題提起が含まれていたように私には思われた（もちろん、「共依存」というラベルによって問題認識が進み、解決に向けた一歩を踏み出すことができる当事者も存在するだろう。ここでの私の視点はあくまで小西氏が提起した内容の一部に関する私の解釈に過ぎないことをお断りしておきたい）。

最後に、共依存者の支援に関しては、これまでは全ての共依存症が対象となってきたが、これからは神経症的病理性が原因で「自立できない人」に限定する必要があると小西氏は指摘した。全面的な心理的依存はあっても良いという立場を小西氏はとっており、問題性のない依存、あるいは苦しくない依存に移行するという方策もあり得ると指摘した。

小西氏の報告の後、コメンテーターとして稲村厚氏が登壇し、「一人歩きする「共依存」概念再考—最近のプロセス依存事例から—」というタイトルでコメントをされた。稲村氏は司法書士で多重債務の問題への取り組みを精力的に行ってきた方である。

共依存概念に対しては、「共依存」を脱するために突き放してしまうことが行われる傾向があることから、稲村氏自身は用いないとのことであった。多重債務者の中にはギャンブル依存症を抱えている人が一定数おり、そうした人びとと数多く接してきた経験から、依存症者の反応には一定のサイクルがあり、外部が介入するには本人が自省的なモードに入っているときに行う必要があるという。効果的な介入を行うにはタイミングが非常に重要であるという稲村氏の指摘はとても興味深かった。他にも、「回復」という言葉の中身の曖昧さに関するコメントもあった。

稲村氏と小西氏の両者に共通していたのは、支援を行うときには、本人のこだわりの所在や気持ちの揺れまで見ないといけないという姿勢であった。その上で、あらゆるものを「共依存」としてくくることの問題性や、本人の症状が神経症的な病気に由来するのか、環境的要因に由来するのかを理解することを優先すべきであるということ、また家族は最大の支援者という立場をとっていた点が印象に残った。

パネルディスカッションでは、共依存概念の有効性や広がりに関する議論から始まり、第三者の介入のあり方、当事者と非当事者の境界の引き方、あるいは依存と依存症の区別の必要性に至るまで、広範なトピックにわたって議論が行われた。中でも、自分の人生を律する能力（自律性）を失うことを依存症と考えるべきではないかというフロア

からの指摘が印象に残っている。

共依存概念をめぐる小西氏のアカデミックな視点と、稲村氏の実務的な視点が対照的な懇話会となった。両氏の報告が組み合わされることで、共依存をめぐる議論に奥行きが出て、非常に有意義な会であった。

（文責｜篭橋一輝）

第二回懇話会

2017 年 7 月 30 日（日）
南山大学 R 棟 5 階 R52 教室
沢井実氏（南山大学経営学部教授）

「集積と多様性―近代大阪の産業発展から何を学ぶか」

今回の懇話会のテーマは「都市と歴史から考えるサステイナビリティ」である。講師の沢井実氏は日本経済史を専門としており、これまで多くの著作を世に問うてきた日本経済史の大家である。今回の懇話会では沢井氏をお招きし、近代大阪を対象として、産業発展の歴史を〈集積〉と〈多様性〉という観点から紐解いて頂いた。

近代大阪は、1874 年には全国の生産額の 18.4 %、1924 年には 22.6%を占めるほど、日本経済の中枢を担う存在であった。1874 年時点では農林水畜産と鉱産物を除くすべての工業製品で全国首位、1924 年でも機械器具と印刷については関東に首位の座を明け渡したものの、他の品目では依然として全国首位の位置を占めていた。商工業が飛躍的に発展した近代大阪を指して、「東洋のマンチェスター」と呼ばれていたことも首肯できる。

このような近代大阪が「東洋のマンチェスター」と呼ばれるまでに発展した背景には、どのような要因があったのだろうか。まず近代大阪の特質を確認しておくと、大阪・兵庫を含む阪神工業地帯は 1939 年に京浜工業地帯に逆転されるまで、生産額と職工数は全国一位であり、ともに染織物業が中心を占めていた。その背景には、渋沢栄一の援助を受けた山辺丈夫（1851-1920）を始めとする起業家の存在があり、大阪紡績会社（1914 年に三重紡と合併して生まれる東洋紡の前身）を始めとして、大阪の地に集積していた紡績会社が併合されていく形で、ここに一大紡績産地が形成された。

すると今度は、紡績業に関連する産業が発展し始める。例えば、海外から原料を輸入するための綿花商社や繊維商社が成長する。「三綿」と呼ばれる東洋棉花、日本綿花、江商株式に、現在の日本を代表する商社に成長を遂げた伊藤忠商事や丸紅を加えて、「関西五綿」と呼ばれた。また、紡績業に必要な機械業（紡織機やその部品工業）も同時期に発展した。

こうした紡績業を背景として、近代大阪は重化学工業化を遂げていく。1879 年に火砲生産を行う大阪砲兵工廠が成立したことで、多数の労働者と技術者が吸収・輩出する

ことが可能になった一方で、谷町機械商店街と森町・立売堀の工具商店街が成立したことで、町工場の新規開業が促進されるとともに、重層的な工作機械市場が形成された。その他にも、造船業や海運業、電力業に関わる企業（日立造船の前身の大阪鉄工所や大阪商船、大阪電灯等）が19世紀後半から次々に創業され、重化学工業の発展を支える基盤が整っていった。

ところで、1937（昭和12）年の統計（『大阪市工業経営調査書』）によると、大阪の機械器具工場は8,272の数に上っているが、そのうち個人組織は7,461を占めている。さらに経営者の業歴を見てみると、「同種工業労務者より独立」が72%となっており、大阪の土地で独立創業の機運が高かったことが分かる。その中には久保田権四郎や松下幸之助といった著名な経営者が含まれている。こうした独立創業の素地は、近代大阪の重化学工業化のプロセスに形成されたと考えられ、非常に興味深い。

その後、近代大阪では労働集約型産業が展開されていく。1919年の日本の主要輸出品は生糸、綿織物、絹織物であったが、第6位以降はマッチやブラシ、ボタンなどの雑貨製品が続いており、特に歯ブラシと貝ボタンは大阪が圧倒的なシェアを誇っていた。歯ブラシは第一次世界大戦中に日本製のものがアメリカ市場を席巻するほどであった。

近代大阪では、技術者の育成システムと、研究開発のネットワークにおいて独自性が見出される。第一の技術者育成システムに関して、大阪では技術者の育成を目的として大阪高等工業学校（後の大阪帝国大学工学部）と大阪高等商業学校（後の大阪商科大学）が設立されるとともに、中等工業教育として多様な職工学校が戦前から戦間期、戦時期にかけて設置された。とりわけ興味深いのは、職工学校の卒業生は、高等教育を受けた技術者と職工・職長の間に立つ、科学的管理法の担い手としての中間管理者として活躍することを期待されていたことである。こうした教育システムは、近代大阪の独立創業の機運の素地をなす役割を果たしたとも考えられる。第二の研究開発のネットワークに関しては、大阪工業試験所や大阪市立工業研究所、大阪市立衛生試験所などの官立・公設試験研究機関が設立され、研究員が大阪の中小工場への出張・巡回指導や、衛生思想の普及などを行っていた。

戦時期になると、航空機産業（三菱重工等）が発展したが、中小企業のウェイトは東京と比べると、相変わらず高いままだった。しかし、戦後、次第に大阪経済は低迷に向かっていく。その原因として、戦時期の機械工業化の進展と官僚統制の深化、軍需に偏った資源配分の重点主義が挙げられる。こうした歴史を見るにつけ、戦争による国内市場の歪みと官僚統制による資源配分への介入がいかに大きな弊害を生じさせるかを思い知った。

近代大阪の産業発展の歴史を見てみると、重化学工業の発展期には人工資本の蓄積が進み、その後、高等工業学校や職工学校の普及による人的資本の蓄積、および研究開発に伴う技術・知識の蓄積が進んでいったと考えられる。しかし、戦時期を転換点として、資源配分メカニズムに歪みが生じたとするならば、それまでに蓄積された資本資産を十分に活用する力が弱まり、その後の大阪の経済に“地盤沈下”が起きたことも納得できるように思われた。

沢井氏の報告の後、江戸川大学の吉永明弘氏からコメントがあった。吉永氏は環境倫理を専門としており、特に都市の環境倫理に造詣が深い。今回はアメリカの近代都市計画の批判者として有名なジェイン・ジェイコブスの著作に引きつけながら、都市の持続可能性という論点を中心に議論が展開された。ジェイコブスによれば、持続的な都市発展を考える上で重要なのは、経済の多様性（多種多様な産業の集積）と輸入代替（輸入財を自力で生産できるようにすること）である。こうした点は、近代大阪の事例にとてもよく当てはまる。ジェイコブスの都市論と日本経済史がオーバーラップする議論は非常に刺激的であった。

（文責｜篭橋一輝）

第三回懇話会

2017 年 10 月 14 日（土）
南山大学 R 棟 5 階 R55 教室
五十嵐元道氏（関西大学政策創造学部准教授）

「国際社会におけるトラスティーシップと人道主義」

2017 年度第 3 回の懇話会は、「「国際社会」と倫理」研究プロジェクトの一環で、「人道主義は「美しい」のか？」をテーマに実施した。『支配する人道主義―植民地統治から平和構築まで』（岩波書店、2016 年）を上梓した気鋭の国際政治学者、五十嵐元道氏を講師としてお招きして、国際社会におけるトラスティーシップについてご講演いただき、それを受けて、『正戦と内戦―カール・シュミットの国際秩序思想』（以文社、2009 年）の著者である大竹弘二氏がコメンテータを務めた。『国連が創る秩序―領域管理と国際組織法』（東京大学出版会、2010 年）の著者、山田哲也氏を司会に迎えた今回の懇話会はさながら、国際政治学者、政治思想史家、国際法学者が国際社会における人道主義をめぐって繰り広げる三つ巴の合戦の様相を呈することとなり、充実した討議が交わされることとなった。

五十嵐氏の講演は、自著の内容に即して、植民地主義の時代から現在に至るまで、人道主義とトラスティーシップがいかに相互に構成され合ってきたのかを論じるものとなった。五十嵐氏によると、現在の国際社会において大規模な人道的危機や深刻な貧困が発見された際に様々な形で実施される外部からの介入や統治は、人道的な目的をもつこともあり、かつての植民地主義とは道徳的に異なるものとして表象され正当化されてきた。しかし、果たしてそうした植民地主義と植民地独立以後の人道的介入や統治とはどこまで異なるのか、と五十嵐氏は問いかける。

この問いに応えるべく、五十嵐氏は、イギリス帝国が植民地統治を正当化するために利用し、その後、国際政治で使用されることになった「トラスティーシップ（trusteeship）」という概念を導入することで、長期スパンでの国際政治の言説分析を行い、「支配する側」と「支配される側」の関係がどのように構成されてきたかを歴史的に明らかにしようと試みる。関連する言説に着目すると、トラスティーシップの構成に際して「人間の痛み」に関する言説が数多く出現するが、そうした人間の痛みを可能な限り緩和し、根本原因の除去を目指す思想や行動が人道主義と呼ばれる。従来の人道主義に関する研究では、人道主義を普遍的で中立的な理念や規範として捉える傾向が非常

に強く、その背後には、「政治から切り離された人道主義」／「政治によって濫用された人道主義」、あるいは「良いトラスティーシップ」／「悪いトラスティーシップ」という二分法が想定されていると考えられるが、五十嵐氏は、こうした二分法は成り立たず、人道主義は常に政治的で権力関係と相互に構成的なものであると喝破する。そこで五十嵐氏が分析に用いるのは、ミシェル・フーコーの系譜学を援用したリフレクシヴィズムという方法であり、それによって、19 世紀イギリス帝国におけるインドやアフリカの事例から、ルワンダ、カンボジア、ボスニア、コソボなど冷戦後の介入や統治の事例までを広く言説分析の対象とし、そこに潜む「病理化」と「処方箋」という言説の特徴を浮かび上がらせる。これらの多くの事例において、「支配する側」が「支配される側」を病理化（＝「人間の痛み」の同定）し、それに対する「処方箋」を講じること（＝人道主義による正当化）で、支配する／される関係を強化する構造がみいださる、と五十嵐氏は結論づける。そのうえで、この知見から示唆されるのは、人道主義を棄てよということではなく、人道主義の言説をよくよく吟味せよということであり、また、トラスティーシップの全否定ではなく、その危険性を冷静に精査せよということである、と五十嵐氏は注意を促した。

五十嵐氏の講演を受けて、コメンテーターの大竹氏は、2 つの問題を提起した。1 つ目は、人道主義と民主主義は両立可能かという問題である。たとえば、人権思想は普遍性に根ざす個人主義によって支えられているが、これに対して、民主主義の核心は、ある政治的共同体が自ら意思決定を行うことにある。個人の人権を保護するために権力を憲法によって規制する立憲主義は前者に連なるものだが、

時に立憲主義と民主主義は衝突してパターナリズムの問題を浮かび上がらせうるし、同様に、他国の人権侵害に対して他国が介入する人道的介入に顕著なように、民主主義が人権思想と衝突することもありうる。五十嵐氏の分析に基づいて、人道主義と民主主義を両立させる統治はありうると考えられるのか、と大竹氏は問いかけた。2つ目の問題は、人道主義は国際法の進歩とどのように関わるかである。人道主義が強国による支配のレトリックだとすれば、むしろ実定的な国際法と関連づけて考えるべき問題なのではないか、と大竹氏は指摘する。人権はイデオロギーにすぎないと喝破し、政治に道徳や正義を持ち込むことを批判したカール・シュミットに対して、ユルゲン・ハーバーマスは、人権は法のうちに客観化されることで力をもつと考え、法を媒体として政治と道徳を結びつけるべく国際秩序の立憲化を唱えた。五十嵐氏は国際法に対してどのようなスタンスをとるのか、というのが第二の問いかけであった。第一の問いについて五十嵐氏は、成否はともかくとして、現在のトラスティーシップは、立憲主義的なマンデートと、現地の人々の参加を確保するためのオーナーシップとの組み合わせで構成されており、人道主義と民主主義の両立を目指してはいるだろう、と応答した。第二の問いについては、人道主義と国際法の関係の重要性は言うまでもないが、法の暴力という視点も忘れてはならない、と応答した。その後、参加者との総合討議を通じて、現代の国際社会が向き合うべき数々の課題と人道主義との付き合い方について考えることとなった。

（文責｜奥田太郎）

第四回懇話会

2018年1月20日（土）

南山大学R棟4階R49教室

2017年度第4回の懇話会は、「いのちの支援」研究プロジェクトの一環で、「自殺の社会学～自殺はなぜ起きるのか？」を共通テーマに実施された。日本では2006年に自殺対策基本法が策定され「自殺予防」は政府の課題となったが、そうした「自殺予防対策」の妥当性と有効性を問うためには、改めて、直接的な予防策だけで自殺を減らせるのか、そもそも「自殺を減らす」とは何を意味しているのか、自殺なるものが私たちの社会においてどのような意味をもつのか、といったことが問われなければならないだろう。そうした観点から、今回の懇話会では、自殺希少地域を研究してきた岡檀氏と、社会学の理論的見地から現代の自殺問題を分析する阪本俊生氏にご講演いただいた。司会とコメンテーターは、社会倫理研究所の森山花鈴が務めた。

第1報告

岡 檀氏（慶應義塾大学SFC研究所上席所員）

「日本で"最も"自殺の少ない町から学ぶ、生き心地の良さとは何か」

岡氏は、日本で"最も"自殺の少ない町の話は、いわゆる「自殺予防」の話ではない、なぜなら、この町の人たちは「自殺予防」のことなど考えたことがないからだ、という印象的な語り出しから講演をスタートさせた。その町とは、全国3,318市区町村の30年間の自殺率を統計処理・比較した結果、最も低い数値を記録した徳島県旧海部町（現海陽町）である。岡氏は、海部町とは逆の自殺多発地域の町にも着目し、その両者についてインタビュー、参与観察、アンケート調査などを通じて量的・質的に比較研究することで、自殺の危険を軽減する要素の抽出を試みたという。その結果、得られたのは、次の5つの自殺予防因子、すなわち、(1) 緊密すぎない緩やかな人間関係、(2) 多様性の重視、(3) 人の評価を多角的に長い目で行うこと、(4) どうせ自分なんてと考えないこと、(5) 助けを求めることができ弱音を吐けること、であった。

(1) について、海部町では、赤い羽根募金に全員が協力することはないという。これは、人と違った行動をとっても責められないため、募金は完全に個人の自由に委ねられているから生じることである。(2) について、海部町には、江戸時代から続くユニークな相互扶助組織「朋輩組」があり、

旧家も余所者も等しく受け入れて入会退会とも個人の自由であり、かつ、加入しなくてもコミュニティ内で不利益を被らないという。町民たちも「いろんな人がいたほうがいい」と多様性を重んずる発言をよくしているとのことであった。(3) について、比較対象となった自殺率の高い町では一度の不祥事は「孫の代まで」つきまとうと考える人が多いのに対して、海部町では「一度目はこらえたれ」と言われ挽回のチャンスが常に用意されているという。また、(4) について、海部町では、「やればできる」とは言われず、「おまいにもできることがある」と言われるという。実際に、自己信頼感や自己効力感を含めた有能感について調査した結果、比較対象の町と比較して海部町での数値は有意に高かったとのことであった。最後に、(5) について、海部町には「病、市に出せ」という、やせ我慢を戒め、早期開示を促す諺があるという。海部町には鬱に対するタブー意識があまりなく、医療圏内で最も鬱に関する受診率が高くて軽症段階での治療開始傾向が強いとのことであった。

岡氏はこれらの因子から、我関せずの「東京砂漠」でもなく息苦しい「ムラ社会」でもない海部町特有の緩やかなつながりを見出す。岡氏によれば、関係を断ち切るわけでなく嫌々連なるわけでもなく、自分も相手も追いつめない状態を保ちながら、集団で生きることと「個」を活かすことを絶妙に両立しているのが海部町の人々である。したがって、海部町民にとって「プライバシーの侵害」とは、自分の一挙手一投足が筒抜けなことではなく（実際、海部町の人々の行動は町中の人が知っている！）、同調を強要されたり嗜好を強制されたりすることなのである。また、海部町での「助け合い」は、他の町とは異なり、「これをすれば助けてやる」といった契約を課さない形で行われるため、何を言ってもどう行動しても見捨てられないという安心感がある、と岡氏は指摘する。さらに、「病、市に出せ」は慈善の精神の発露ではなく、「自分よし、相手よし、世間よし」の損得勘定に基づいている、と海部町民は自認しており、岡氏はそこに慈善ではないからこその持続可能性の秘訣を見出している。岡氏によれば、海部町民の基本的な人間観は、「人は欲深く、誘惑に負け、間違いを犯すもの」であり、世界観は、「想定外のことが起きるのが世の中」である。これらの要因が複合的に作用して「自殺対策」を話題にする必要のない町が成り立っていると考えられる。海部町から見出されるこうした特徴には、あらゆる集団のあり方を考えるうえで重要なヒントが含まれている、と岡氏は述べ、講演を締めくくった。

第 2 報告

阪本俊生氏（南山大学経済学部教授）

「社会学からみた自殺予防の未来―フェイス（顔）を考える視点」

阪本氏はまず、各社会にはそれぞれに一定率の自殺があり、社会変化に応じて自殺率も変化し、その率は個人の意思とは無関係である、という社会学的な観点を提示するところから話を始めた。実際、データを見ると、自殺率は社会によって異なるが、それぞれの社会ごとに自殺率は一定であり、自殺率は社会の変数であると考えられる。すると、自殺はほとんどの人にとって個人の意思による行為だと思われているが、他方でそうした個人の意思に対して気づかれない仕方で社会が影響をもたらす行為とも言えることになる。つまり、自殺には、個人の意思の次元と社会の次元が存在する、と阪本氏は指摘する。たとえば、経済的事情の悪化で自殺が生じたように見える場合も、その背後に社会的変化が媒介要因として存在する、と考えるのである。

社会学者のデュルケムは、社会学を規範の学と位置づけ、個人の意思に前提を与える暗黙の社会規範を、統計などを用いて明らかにしようとした。デュルケムは、制度的関係として生の存在理由を人々に与えていた前近代の家族集団が、近代になると、感情的関係としての永続性のない一時的な集まりへと変化したことを捉え、家族の愛情の絆による自殺抑止は期待できないと考えていた。こうした知見を継承し、集団・組織から「場面」へと社会の中心的概念を移したのがゴフマンの社会学である。19 世紀のデュルケムが組織・集団の社会に着目したのに対し、20 世紀後半のゴ

フマンは、集まり・出会いの社会に着目する。したがって、ゴフマンが探求対象とする社会規範は、出会いの場面の相互行為秩序をもたらす暗黙の規範だということになる。

阪本氏は、そうしたゴフマンの社会学で用いられる鍵概念の一つ、フェイス（face ≒体面）に着目する。阪本氏によれば、あらゆる社会的場面において個人はフェイスを通じて参加している。換言すれば、個人が社会と関わりうるのは、社会から承認されたフェイスをもっているがゆえである。それゆえ、フェイスは、個々人にとっては社会の最前線であり、状況の社会規範の一部ということになる。そして、有名なスティグマ概念は、フェイス維持を困難にする烙印として定義づけられる。阪本氏は、こうしたフェイスこそが自殺の要因に密接に関わっているのではないか、と自説を提起した。たとえば、失業者は、自分の周りに多くの失業者がいて失業給付への公的支援がある場合にはあまり不幸を感じず、ロシアでは、失業率が高く経済的な変革・改革の少ない地域ほど、失業者やその日暮らしの労働者の幸福度が高いとの研究報告もある。つまり、失業がスティグマ化しない社会では、失業によるフェイス・ロスがなく、それが幸福感をもたらしているのではないか、ということである。不況において自殺率が高まるのは貧困層よりもむしろ富裕層であるが、それは、物質的困窮とは別にフェイス・ロスから受けるダメージが富裕層ほど大きいことに由来しているのかもしれない、と阪本氏は論じ、それゆえ、日本の生活保護制度についても、受給者の烙印効果への配慮を欠いてはならない、と付言した。

デュルケムが社会統合や連帯を重視したのは、その時代の組織や集団が個々人に一定のフェイスを与えて自殺を抑止するという前提があったからであるが、社会状況が変化すれば、絆や連帯にはかえって個人のフェイスを奪う効果をもつ類のものも存在するということになる。それゆえ、自殺予防にとって重要なのは、絆や連帯そのものよりむしろ、社会において個々人が自らのフェイスを維持できるようにすることである、と阪本氏は主張する。通常、自殺の要因とされる失業、景気悪化、閉鎖的社会関係などはすべて、フェイス・ロスという媒介項から捉え直されなければならないということになるだろう。阪本氏は、岡氏の報告で紹介された海部町のあり方に、フェイスを失わせない仕組みと意識が働く社会のありようを見出し、自身のフェイス・ロス仮説を支持する実例と位置づけられると述べた。最後に、自殺予防には、心のケアだけでなくフェイス・ケアも必要である、という提言が出され講演が締め括られた。

お二人の講演後、コメンテーターの森山からいくつか基本的な質問と問題提起があり、その後、参加者全体での討議に移った。話題の中心はやはり、日本の集落とは思えないほどに特徴的な海部町のあり方に関する岡氏のお話であり、それを理論的に補強する阪本氏のフェイス・ロス仮説にも話は及び、「自殺ダメ、絶対」という観点よりも広い視座から「自殺」という現象について調査系の社会学と理論系の社会学の双方の観点から考察が深められることとなった。

（文責｜奥田太郎）

◎しゃりんけんトークセミナー

2016 年度より、新たな取組として、社会倫理研究所では「しゃりんけんトークセミナー」を実施している。本セミナーは、「学生のためのトークセミナー」であり、対象は南山大学の学生限定となっている。内容としては、学生が社会人になる前に知っておいた方が良いこと・考えておいた方が良いことを、各分野の専門家がわかりやすく解説し、さらに参加者とのトークセッションを通じて双方向から議論するものである。

第一回しゃりんけんトークセミナー

2017 年 4 月 20 日（木）

南山大学 E 棟 EB1 教室

岡田暁宜氏（南山大学保健センター教授）

「友だちが「死にたい」って言ったらどうする？」（シリーズ「こころと身体」）

日本の年間自殺者数は 2 万人を超えており、自殺未遂を

する人は、その 10 倍はいると言われている。大切な人が悩んでいる時に、どのように周りの人たちが寄り添うべきなのか、そして、自分自身が落ち込んだときにどのように対処したら良いのかを、南山大学保健センター長で産業医でもある岡田暁宜氏に伺った。

司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所講師）

第二回しゃりんけんトークセミナー

2017 年 5 月 19 日（金）
南山大学 G 棟 G30 教室
佐藤美央氏（国際移住機関駐日代表）

「5 年後、あなたの「住む場所」はどこ？」（シリーズ「家族」）

人は経済的利益を求めて、あるいは、戦火から逃れるために、または、犯罪者や違法ブローカーにだまされて、生まれ育った町を離れることがあり、場合によれば、国境を越えて移動することもある。そうした「人の移動」や、移動した人の保護を行っている国際機構が国際移住機関であり、「人の移動」を巡るさまざまな問題とその解決について、佐藤美央氏に伺った。

司会：山田哲也（南山大学総合政策学部教授）

第三回しゃりんけんトークセミナー

2017 年 7 月 4 日（火）
南山大学 B 棟 B31 教室
粂 和彦氏（名古屋市立大学教授）

「あなたの体内時計、壊れてない？」（シリーズ「こころと身体」）

睡眠中の脳は単に休んでいるのではなく、積極的な新陳代謝と情報処理を行い、健全な精神状態を保つ。睡眠を一定量確保するためには、睡眠に強く影響する体内時計とストレスについても知る必要がある。特に大学生は生活リズムが乱れやすく、睡眠の質も悪くなりがちである。そのため、普段からどのような点に気を付けるべきか、睡眠・体内時計に関する研究がご専門の粂和彦氏に伺った。

司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所講師）

第四回しゃりんけんトークセミナー

2017 年 7 月 4 日（木）
南山大学 D 棟 DB1 教室
生越照幸氏（弁護士）

「もし就職した職場がブラックだったらどうする？」（シリーズ「こころと身体」）

近年、「過労自殺」が問題になっているが、今の大学生も、

卒業後、就職した職場でもしかしたら過重労働やパワーハラスメントを経験することがあるかもしれない。もし配属された職場がブラックだった場合、どのようにして自分の身を守れば良いのか、過労自殺で家族を亡くされた遺族の方の支援をしている弁護士の生越照幸氏に「ブラック職場のサバイバル術」を伺った。

対談：粂 和彦氏（名古屋市立大学教授）
司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所講師）

第五回しゃりんけんトークセミナー

2017 年 10 月 4 日（水）
南山大学 E 棟 EB1 教室

早川徳香氏（南山大学保健センター准教授）

「大切な人の〈からだ〉のこと、どこまで知っていますか？」（シリーズ「こころと身体」）

「やせすぎ・太りすぎはどうして〈からだ〉に悪いの？」「年を経て私たちの〈からだ〉はどう変化していくの？」といった〈からだ〉そのものに関する疑問から、「生理に関する話をみんなとするはタブーなの？」「もし避妊に失敗したらどうしたらいい？」といった性と〈からだ〉に関する疑問について、精神科医で摂食障害が専門の早川徳香氏に伺った。

司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所講師）
篭橋一輝（南山大学社会倫理研究所講師）

第六回しゃりんけんトークセミナー

2017 年 12 月 22 日（金）
南山大学 S 棟 S21 教室

加我牧子氏（東京都立東部療育センター院長）

「人との〈違い〉に苦しんでいませんか？」（シリーズ「〈他者〉を知る」）

様々な症状があり、人との〈違い〉に悩むことが多い「発達障害」。自分が発達障害であることを大人になってから気づくケースも多い。「発達障害って何？」「自分が発達障害だったらどうしたらいい？」「友達が発達障害だったらどう接したらいい？」といった疑問など、発達障害を通した他者との〈違い〉に関する、普段はなかなか聞けない話題を、発達障害が専門で小児科医である加我牧子氏に伺った。

司会：森山花鈴（南山大学社会倫理研究所講師）
奥田太郎（南山大学社会倫理研究所教授）

（文責：森山花鈴）

活 動 報 告

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告

2017 年度の「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは、第二回懇話会（2017 年 7 月 30 日）の開催と、ランドケア国際カンファレンスの開催（2017 年 11 月 5 日～8 日）、およびカンファレンスの成果報告書の出版を行った。懇話会の内容については懇話会報告（本誌 18-19 頁）をご参照頂くこととし、ここではランドケア国際カンファレンスの内容について報告したい。

「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは、「危機に対して “大崩れ” しない社会を実現するにはどうすれば良いか」という問いを立て、〈自律性〉と〈持続性〉を両立させる発展のあり方を探求している。この問いを深めるためのケースとして、オーストラリアのランドケア活動に焦点を当てている。オーストラリアでは 1970 ～ 80 年代に塩害問題が深刻化し、営農の危機に瀕したが、1986 年にヴィクトリア州で始まったランドケアという取り組みによって、塩害問題が劇的に改善していった。このランドケアという取り組みは、地域住民グループの自律的・主体的な活動をベースとしながら、政府や行政、専門家との協働（技術や資源の供与）やグループ間の連携（他のグループとの学び合いや知識の伝達）を通じて、問題解決を図る。

今回のカンファレンスでは、こうしたランドケアの取り組みの背景にある思想や原理、およびランドケアの持つ可能性や課題について、国内外の研究者や実務家（ランドケア活動に実際に携わっている人）を招聘し、包括的に議論を深めることを目指した。

カンファレンスのテーマ

ランドケア国際カンファレンスでは、以下の 6 つのテーマを設定した。

(1) The critical role of local self-reliance in achieving global sustainability
(2) What makes local self-reliance deliver on sustainability?

(3) Landcare practice models and pragmatics
(4) Landcare as a transformative agent in crises
(5) Innovation and risk taking through Landcare approaches
(6) Systemic change, and merging discourses

(1) と (2) のテーマは地域の自立性（self-reliance）と持続可能性の関係性について検討するものであり、(4) は危機への対応におけるランドケアの役割を扱っている。(3) や (5) はより実践的・実務的な観点からランドケアの特質を検討するものである。最後に (6) のテーマは (1) 〜 (5) で議論された内容を受けて、ランドケアの可能性と今後の課題について検討することを意図している。

これらのテーマはカンファレンスのセッションにそれぞれ対応している。一つのセッションは各 1 名ずつ基調講演者を配置し、4 名程度の報告者が話題提供を行い、それを素材にフロア全体で議論を深めるという形式をとった。また、各セッションの最後には記録委員会（formulating committee）を設置し、セッションの報告や議論の内容をリアルタイムにまとめ、次のセッションの冒頭で概要を報告するというシステムを採用した。この点も、本カンファレンスの特徴的な点である。これにより、各セッション間の議論の連続性を担保し、より深い議論を喚起するという狙いがある。記録委員会は、Allan Dale、Sonia Williams、石原なる美、Michael Seigel の 4 名で構成されている。

ランドケア国際カンファレンスの参加者は総勢 64 名であり、参加国はオーストラリア、ニュージーランド、アイスランド、アメリカ、フィリピン、パキスタン、カンボジア、ウガンダ、ガーナ、南アフリカ、日本の 11 カ国に及んだ。

以下、カンファレンスの概要についてセッションごとに報告する（1 日目の 11 月 5 日はレジストレーションとウェルカム・パーティのみであったため、割愛する）。

2 日目（2017 年11 月6 日）

11/6 午前：9:15-12:30

セッション (1) The critical role of local self-reliance in achieving global sustainability

基調講演者である Andrew Campbell は、オーストラリアのランドケアの黎明期から活躍し、ランドケアの第一人者とも言える存在である。彼によれば、食料、水、エネルギー、気候変動という環境問題に対応する上では、ランドケアがこれまで培ってきたアプローチ、すなわち地域コミュニティのエンパワメントと分散型ガバナンス（decentralized governance）を進めていく必要があるが、世界的にはまだその途上にあることが指摘された。

このセッションでは、報告者全員がローカルレベルのコミュニティに根ざした資源管理が有効であるとの見解で一致した。持続可能な資源管理を実現していくためには、ローカルグループの相互協力と入れ子型のガバナンス（ローカルグループの活動を地域のネットワークや行政や政府等、より上位の組織が行う）形態が重要である（Lisa Robins）が、労働・技術・資金などの資源をいかにしてローカルグループに持続的に提供するシステムをつくるかが今後問われる（Paul Martin）。相互協力という論点で興味深かったのは、Graham Marshall の以下の指摘である。世界レベルで community-based governance を進めていくことが今後重要であるが、グループが大きくなるにつれて、相互の協力（互恵性）が薄れていく可能性がある。自己決定理論（self-determination theory）によれば、自律性が担保されるかどうか（autonomy support）の認識に応じて、相互協力が実現する。そのため、補完性（subsidiarity）を担保していくことが重要となる。

Sonia Williams は、自身の活動の経験に基づいて、ランドケアが機能するための条件を機能的に抽出していたことが興味深かった。彼女によれば、ランドケアが適切に機能するためには、コミュニティに根ざしていること、ローカルレベルの「今」の問題に焦点を当てていること、相互の信頼とパートナーシップがあること、資源のサポートが得られること、相互に学び合うことが必要である。

11/6 午後：13:45-17:00

セッション (2) What Makes Local Self-Reliance Deliver on Sustainability?

このセッションでは、日本やウガンダ、南アフリカで行われているランドケア活動（およびそれに類する活動）が紹介された。

基調講演者である Joseph Runzo-Inada は、富山市で世界の様々な機関とのコラボレーションの下で展開されているレジリエンス戦略について概説し、小水力発電や木材チップのエネルギー活用、里山保全、農業技術を学ぶためのコースの設立、“One tree per child” プロジェクト等の実施状況が報告された。富山市の活動はランドケアとして行われているものではないが、行政が積極的に地域での活動を包括的に支援している点で、ランドケアとの共通性を感じるものであった。

Clinton Muller は、ウガンダでのランドケア活動について紹介した。現地での活動によって、酪農の生産性の向上（牛乳生産が 3 倍）、食料生産の増加（小麦の生産量が約 2 倍）、アグロフォレストリーの普及に伴う植生の回復、崖崩れの頻度の減少が達成された。また、コミュニティの一体感の増進、女性の役割の向上（ジェンダーバランスの改善）などの効果も得られた。また、知識の共有が持続可能な資源管理を実現する上できわめて重要であることも指摘された。この点はカンファレンス中、他の報告者からも繰り返し強調された点でもある（例えばセッション (5)、(6) を参照）。

上記のウガンダの事例は、ローカルレベルの活動を支援するためのファシリテーションの威力を示してもいる。この点に関して、前川智美は、自身のオーストラリアへの留学で得られた参与観察の成果として、ファシリテーションと入れ子状の組織形態によるガバナンスの重要性について論じた。合意形成を進める上で、ファシリテーターの役割は不可欠である。

Francis Steyn は、南アフリカの Koup Conservation Project（Western Cape で行われている Climate Smart Agriculture）について紹介した。当該のエリアは渇水が 3 年間続いており、植物も動物も弱っている。他のランドケアグループや政府・行政、NGO などの様々な主体とのパートナーシップ、コミュニティ型の統合的な自然資源管理、キャパシティ・ビルディングなどをランドケアの原理として挙げつつ、今後、上記のエリアで環境保全と営農を両立させるための方向性を示した。

南アフリカの事例は渇水という危機的状況下で持続可能な農業を実現することを目指しているが、オーストラリアでも山火事という災害が頻繁に生じる。この点に関連して、Andrea Mason は山火事などの危機的な状況の下でランドケアが果たしうる役割に言及し、山火事へのコミュニティによる対応の有効性（問題認識の迅速さと正確さ）を強調した。

3 日目（2017 年 11 月 7 日）

11/7 午前：9:15-12:30

セッション (3) Landcare Practice Models and Pragmatics

このセッションでは、主にランドケアの実践に関わる実務的な立場からランドケアの意義や課題が論じられた。

基調講演者の Jen Quealy は、ランドケアのこれまでの 30 年間を振り返り、ランドケアがコミュニティに根ざしたモデルであり、相互の学び合いや知識の共有、政府とのパートナーシップ等を特徴としていることを確認した。その上で、ランドケアを世界に広げていくために WBCSD といった国際組織との連携や、ソーシャルメディアの活用などが有効であると述べ、今後の世界展開戦略について議

論を展開した。

Rob Youl は林業者（forester）として 55 年にわたって活動し、ランドケアの黎明期からランドケア活動に携わってきた。その経験を基にして、オーストラリアでランドケアが成功を収めた背景に、カンファレンス／集会やメディア露出によるアピールの重要性、政府以外からの資金獲得、政治的ロビー活動、政府・行政との協働、大学との共同プロジェクトの実施、ランドケア活動を支える法制度の整備、ボランティアスタッフの活用、芸術家たちとのコラボレーションといった要素があることが指摘された。ランドケアと芸術とのコラボレーションに関連して、ガーナでも文化・音楽とランドケアを組み合わせることで、ランドケアのプログラムが普及しやすくなる可能性がある（Beatrice Dossah）と指摘された。

ランドケアがオーストラリアで始まって 30 年が経過した今、若者のランドケア活動への参加が重要な課題となっている。この点に関して、Megan Rowlatt は自身が携わっている、オーストラリアのニューサウスウェールズ州のイラワラ（Illawarra）で展開されている Intrepid Landcare グループの活動を紹介した。このグループでは若者が中心となって海ゴミの撤去、在来種保全、文化交流などの活動が精力的に行われており、若者のリーダーシップが高める上で重要な役割を果たしている。こうした若い世代による活動が活発に展開されるかどうかに、今後のランドケアの命運がかかっていると言っても決して過言ではないだろう。

11/7 午後：13:45-17:00

セッション (4) Landcare as a Transformative Agent in Crises

このセッションでは、危機的な状況への対応においてランドケアが果たしうる役割について議論が展開された。

基調講演者の Stewart Lockie によれば、災害への対応を通じてコミュニティの連帯が高まったり、利他的な行動が促進されたりする一方で、災害の不確実性や対応の困難さによって、逆にコミュニティのメンバー間の対立や離反、コンフリクトが生じる可能性がある。災害への脆弱性を包括的に把握するとともに、複数の利害関係者や組織・部門と関わることで経験や技術を共有し、ローカルレベルの知識を活用していくことで、災害対応による負の影響がコミュニティに及ぶことを回避することができる。

Mary Johnson は、フィリピンのミンダナオ島コロナダル市で展開されているランドケア活動について紹介し、紛争がもたらしている貧困や社会連帯の破壊という状況の中、適切な農業技術を普及させることによって貧困の緩和とコミュニティの危機対応能力の向上がもたらされたことが報告された。

篭橋一輝は、讃岐平野のため池で行われてきた渇水管理の事例と、ランドケア原理の類似性について検討し、コミュニティの自律性、他のグループとの協働・連携、コミュニティの福祉の重視などの点で、ランドケアと讃岐平野のため池管理グループ（土地改良区）の間に類似性があることを指摘した。

4 日目（2017 年11 月8 日）

11/8 午前：9:15-12:30

セッション (5) Innovation and Risk Taking through Landcare Approaches

このセッションでは、ローカルレベルの知識とその学び合いに関する重要性や、コミュニティの発展におけるランドケアの重要性が強調された。

基調講演者の Ross Colliver は、ローカルレベルのランドケアグループの学び合いをどのようにして地域や州レベルに拡大させていくかを考察し、社会的な学び合いを促進するためには、ネットワークやフォーラム、およびファシリテーションが重要であると述べた。ローカルな知識の重要性という点に関連して、Liddy Neville はアボリジニのコミュニティに根付いている「郷土をケアする（caring for country）」というランドケアに通じる考え方を紹介し、オーストラリアで頻発する山火事が環境への意識を高める契機になり得ると主張した。

Pip Job はニューサウスウェールズ州の Little River Landcare グループの活動に 12 年間携わった経験から、ランドケアがコミュニティに与えた影響について検討した。単に環境保全や農業に寄与するというだけでなく、コミュニティの結びつきを強め、コミュニティの問題解決能力やリーダーシップの向上に寄与した点で、ランドケアに意義があることを指摘した。

資源管理とコミュニティの発展という論点に関連して、藤本穣彦は、日本の中山間地方（福岡県糸島市の白糸）で進められてきた小水力発電のプロジェクトを紹介した。地元住民が主体となっていること、九州大学や福岡県、糸島市、地元企業等との連携を通じてプロジェクトが進められていること、そしてコミュニティの持続的な発展に寄与している点に、ランドケアとの類似性が見出されることを指摘した。（これは私見であるが、コミュニティが自分たちで制御できる小規模な技術を基にして問題解決を図るというスタンスも、オーストラリアのランドケアに通じるところがあるように思われる。）

11/8 午後：13:45-17:30

セッション (6) Systemic Change and Merging Discourses

このセッションでは、ランドケアが持続可能性を実現する上での意義や、国際的な普及に向けての課題、およびランドケアを特徴づける原理としての補完性の原理（principle of subsidiarity）といった論点をめぐって議論が展開した。

基調講演者の Yvonne Everett は、アメリカ西部で 1990 年代に登場したコミュニティ・グループの活動によって、

農村地域の資源管理の問題を解決し、コミュニティの問題対応能力が向上したことを指摘した。その上で、カリフォルニア北部のコミュニティ型資源管理の事例では、州政府や連邦政府との連携の下で、山火事の管理、外来種の駆除、漁場や森林の保全、コミュニティのキャパシティ・ビルディングが達成されたことが報告された。国際的なランドケアのネットワークの構築、国境を超えた学び合いを通じて、より効果的に問題解決に取り組んでいく必要がある。

Andres Arnalds は、アイスランドの土壌保全の事例を通じて、コミュニティ型資源管理によって世代間の知識の共有が促進されることを指摘した。ランドケアを多主体連携型の知識管理（Partnered knowledge management）として特徴づけ、それに向けたシステムとパラダイムの変革を求めた。

ランドケアと補完性の原理の関係性は、今後より一層深めていくべきトピックである。Michael Seigel の報告によれば、ランドケアには「補完性の原理」が見出される。補完性の原理に基づいた連携・協働を今後推進していくことが重要である。また、Allan Dale によれば、ランドケアはローカルグループの自立性を高めてきたが、コミュニティが自立することの重要性が（国際的に）十分に認識されていない。コミュニティと政府・行政の間の補完性を重視し、サポートを行うことでコミュニティの自立性を高めていくことができる。この点で、ランドケアが果たす役割は大きい。

その他、ランドケアは SDGs（持続可能な開発目標）を実現する上でも有効なツールとなる（Lisa Robbins）ことも指摘された。ランドケア活動を通じて発達した良質なコミュニティは重要な資産であり、それを維持していくための支援が今後必要である（Kay Rodden）。

カンファレンス全体を通じて筆者の印象に残っているのは、ランドケア関係者の持つ熱気（エネルギー）とタフネス、そして各人のファシリテーション能力の高さである。朝から晩まで、次から次に報告が行われたが、議論や質問が途切れる瞬間は一度もなかった（夕食や宴席の場でも議論が続くことさえあった）。報告者や質問者の意図や論点を的確に把握し、きわめて生産的な議論が展開されていく様子には、一種の清々しさすら感じられるほど見事なものであった。一人一人が主体的に議論に参加し、異なる意見を受け入れつつ、全体で一つの流れとして議論を作り上げていこうという雰囲気が会場に満ちており、まるでランドケアが眼前で実践されているような感覚を覚えるほどであった。ランドケアは単なる環境保全プログラムではなく、人づくりそのものであると実感した次第である。

ランドケア国際カンファレンスでは本稿で紹介した以外にも数多くのトピックが議論されている。その成果は英文成果報告書 *Global Resilience Through Local Self-Reliance – The Landcare Model* にまとめられ、2018 年 3 月に出版された。関心のある読者の方は、是非手に取って頂ければ幸いである。

報告■ 篭橋 一輝
南山大学社会倫理研究所第一種研究所員
国際教養学部 講師

活 動 報 告

「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告

1.「いのちの支援」研究プロジェクトについて

「いのちの支援」研究プロジェクトは、自殺の問題を中心に、私たちの生命、生活、人生に関わる諸問題を「いのち」の問題と捉え、その対処について、当事者の自律的な活動から国・行政の施策に至るまでを幅広く「支援」と位置づけ、「いのちの支援」にかかわる多様な課題について総合的に取り組む研究プロジェクトである。

2017 年度は、「いのちの支援」に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場である社会倫理研究プラットフォームを全 12 回開催するとともに、プロジェクトに関わる懇話会の開催(全２回)やしゃりんけんトークセミナーの開催（詳細はそれぞれのページを参照)、社会倫理研究プラットフォームに関わる研究者による「いのちの支援」に関する共同研究（名古屋市委託調査）を実施してきた。

2. 懇話会等

「いのちの支援」研究プロジェクトとして 2017 年度は下記２回の懇話会を実施した。

① 2017 年 4 月 22 日
「共依存者は不幸なのか」
報告者　小西真理子（日本学術振興会・国際基督教大学特別研究員 PD）

② 2018 年 1 月 20 日
「自殺の社会学～自殺はなぜ起きるのか？～」
報告者　岡檀（慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員）
報告者　阪本俊生（南山大学経済学部教授・社会倫理研究所第二種類研究所員）

3. 社会倫理研究プラットフォーム

2015 年度より、いのちの支援に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場として、「社会倫理研究プラットフォーム（略称：しゃりんけんプラットフォーム)」を開催しており、2017 年度は全 12 回開催した。

これまでの参加者は、医学（精神科・内科)・心理学・社会学・経済学・倫理学・人類学・法学・政治学・教育学などの各専門分野の研究者、実務家（弁護士、民間団体、復職支援・障害者支援の民間企業、マスコミ関係者)、行政関係者などであり、毎回 15 名～ 20 名程度の人数で、セミクローズドの形をとって月に 1 回程度を目途に定期的に開催している。

通常の研究会とは異なり、多分野の研究者が集まるだけでなく､実務家や行政関係者とも密に対話ができることで、自殺の問題をはじめとする「いのちの支援」に関わる問題について深く掘り下げるだけでなく、広い視野で捉えることができている。2015 年度の開始から 2 年半以上が経過し、デリケートな問題に関してもざっくばらんに議論をす

ることができる貴重な場となっている。

2017 年度（全 12 回）

第 1 回　2017 年 4 月 26 日（水）18：00 ～
　兼田智彦氏（愛知いのちの電話協会）
第 2 回　2017 年 5 月 19 日（金）17：00 ～
　太刀川弘和氏（筑波大学医学医療系）
第 3 回　2017 年 6 月 9 日（金）17：00 ～
　竹本了悟氏（京都自死・自殺相談センター Sotto）
　吉田典生氏（京都自死・自殺相談センター Sotto）
第 4 回　2017 年 7 月 21 日（金）17：00 ～
　高梨鉄平氏（石巻市役所）
第 5 回　2017 年 8 月 4 日（金）17：00 ～
　岡檀氏（慶應義塾大学 SFC 研究所）
第 6 回　2017 年 8 月 30 日（水）17：00 ～
　野々山尚志氏（沓掛小学校）
第 7 回　2017 年 10 月 20 日（金）17：00 ～
　張賢徳氏 (帝京大学医学部付属溝口病院)、
第 8 回　2017 年 11 月 17 日（金）18：00 ～
　古橋忠晃氏（名古屋大学学生相談総合センター）
第 9 回　2017 年 12 月 7 日（木）17：00 ～
　大塚耕太郎（岩手医科大学医学部神経精神科学講座）
　赤平美津子（岩手医科大学医学部災害・地域精神医学講座）
第 10 回　2018 年 1 月 19 日（金）18：00 ～
　角田雅彦（石川県こころの健康センター)、
第 11 回　2018 年 2 月 16 日（金）17：00 ～
　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）
第 12 回　2018 年 3 月 16 日（金）18：00 ～
　松永結実（エスラウンジ）
　村上拓也（エスラウンジ）

4 . 研究事業

2017 年度は、名古屋市の委託を受けて、名古屋市と他都市における自殺の現状および自殺対策事業の分析を行い、①名古屋市にみられる自殺の傾向と②自殺対策事業の特徴を解明すること、③他都市の先進事例も踏まえ、④名古屋市における効果的な対策・自殺対策の目標設定や効果測定手法、⑤自殺対策事業の成果指標や評価方法について明らかにすることを目的として調査を実施した。

調査としては、（1）名古屋市・他都市における自殺者数の統計調査（上記①）、（2）名古屋市と他都市における自殺対策事業調査（上記②、③、④および⑤）、（3）支援者に対する自殺予防支援のニーズに関する予備的調査（上記④）、（4）学生の自殺行為に対応する大学職員が抱える困難感についての検討（上記④および⑤）、（5）自殺ハイリスク者等支援研修会への参加が受講者の自殺対策関連スキルの向上に及ぼす影響の調査（上記④および⑤）を多分野の研究者とともに実施した。

5 . 成果

名古屋市における自殺対策に関する調査研究として、「自殺対策に関する調査研究（名古屋市）事業報告書」（研究代表者・森山花鈴）を刊行した。

共同研究者（所属は当時）

研究代表者	
森山 花鈴	社会倫理研究所第一種研究所員（公共政策学）
研究分担者	
田中 美帆	神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究員(心理学)
辻本 耐	長栄学園木島幼稚園心理発達相談員（心理学）
平野 孝典	桃山学院大学社会学部専任講師（社会学）
樋口 麻里	大阪大学人間科学研究科助教（社会学）
研究協力者	
奥田 太郎	社会倫理研究所第一種研究所員（哲学・倫理学）
篭橋 一輝	社会倫理研究所第一種研究所員（経済学）
勝又 陽太郎	新潟県立大学人間生活学部講師（心理学）
川島 大輔	中京大学心理学部准教授（心理学）
阪本 俊生	南山大学経済学部教授（社会学）

6 . 今後の予定

2018 年度も引き続き、懇話会の開催や毎月 1 回程度社会倫理研究プラットフォームを実施していく予定である。2017 年度の社会倫理研究プラットフォームでは、発達障害、宗教と自殺、大学生への自殺対策、災害時のメンタルヘルス、自死遺族支援といったテーマを扱ってきた。同じ事象に対しても、どの側面から見るかによって見え方は変わってくる。業種・年齢・立場を超えて議論ができるこの空間を引き続き継続するとともに、自殺の問題に限らずより幅広い「いのち」に関わる問題について取り扱っていきたいと考える。また、研究の側面においても、改めて研究方法の勉強の機会を設けるとともに、インタビュー調査等も実施していく予定である。

報告■ 森山花鈴
南山大学社会倫理研究所第一種研究所員
法学部 講師

いま宗教と倫理を考えるための十冊

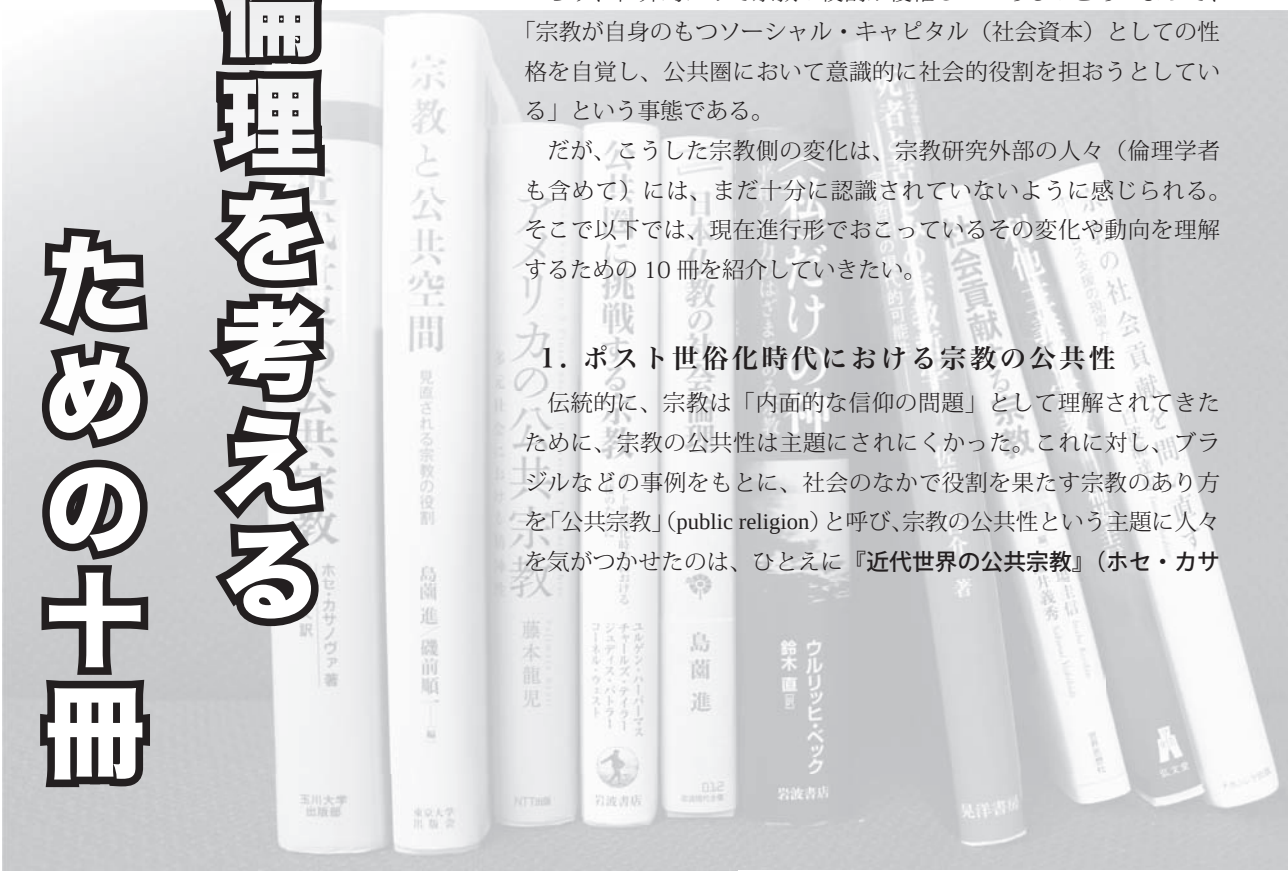

案内■ 佐藤啓介 さとう・けいすけ
南山大学人文学部キリスト教学科准教授

はじめに

「宗教と倫理」と聞いて、読者はどのようなテーマを連想するだろうか。

かつてこのテーマといえば、たとえばカントやキルケゴール、親鸞らの思想をもとに、世俗的倫理と宗教的規範の関係と相克を問うというのが主流だった。また、応用倫理が本格化した 20 世紀後半では、各宗教において応用倫理的主題（主に生命倫理と環境倫理）がどう考えられており、それが世俗的倫理にどう寄与しうるかを考えるのが一般的であった。筆者の書棚にある倫理学関連のシリーズをみても、そうした書籍は枚挙に暇がない。

だが、21 世紀に入ってから、宗教側、そして宗教研究側において、倫理に対する関わり方が急速に変化している。その変化とは、かつて宗教社会学が予言していた「宗教の衰退」「世界の脱魔術化」がおこらず、世界的にみて宗教の役割が復権しつつあるのとあいまって、「宗教が自身のもつソーシャル・キャピタル（社会資本）としての性格を自覚し、公共圏において意識的に社会的役割を担おうとしている」という事態である。

だが、こうした宗教側の変化は、宗教研究外部の人々（倫理学者も含めて）には、まだ十分に認識されていないように感じられる。そこで以下では、現在進行形でおこっているその変化や動向を理解するための 10 冊を紹介していきたい。

1. ポスト世俗化時代における宗教の公共性

伝統的に、宗教は「内面的な信仰の問題」として理解されてきたために、宗教の公共性は主題にされにくかった。これに対し、ブラジルなどの事例をもとに、社会のなかで役割を果たす宗教のあり方を「公共宗教」（public religion）と呼び、宗教の公共性という主題に人々を気がつかせたのは、ひとえに**『近代世界の公共宗教』（ホセ・カサ**

ノヴァ著、津城寛文訳、玉川大学出版部、1997 年）の功績である。本書が明らかにしたのは、宗教の世俗化が、近代において宗教が必然的にたどる命運ではなく、あくまで西洋諸国でおこった一つの選択肢に過ぎず、数多くの地域で、公共圏において宗教が積極的な役割を果たしている姿であった。公共宗教が社会倫理の形成に与える影響の大きさも、言うまでもない。

カサノヴァ以降、世俗化以後の時代すなわち「ポスト世俗化時代」において宗教の公共性をどう評価すべきかという主題が、熱く議論されるようになった。**『アメリカの公共宗教――多元社会における精神性』（藤本龍児著、NTT 出版、2009 年）**、**『宗教と公共空間――見直される宗教の役割』（島薗進・磯前順一編著、東京大学出版会、2014 年）**、**『公共圏に挑戦する宗教――ポスト世俗化時代における共棲のために』（ユルゲン・ハーバーマス、チャールズ・テイラーほか著、箱田徹、金城美幸訳、岩波書店、2014 年）**などが、そうした議論の動向を知るうえで参照されるべきだろう。たとえば、ハーバーマスが前ローマ・カトリック教皇であったラッツィンガーと対話をおこなったことはよく知られているが、その対話もまた、こうした宗教の公共性という文脈に位置づけないかぎり、その意義が十分に理解できないだろう。

また、同様の観点から、過去の宗教の営みが有していた社会性・倫理性を再評価するような研究も登場している。**『日本仏教の社会倫理――「正法」理念から考える』（島薗進著、岩波書店、2013 年）**は、一見まとまりのよい日本仏教の通史という体裁をしているが、実は、彼岸的救済を軸に語られてきた日本仏教の歴史を「社会倫理」という視点から捉えなおそうと試みた野心的一冊である。

2．世俗化以後に残される「宗教性」の倫理

他方、宗教の公共性に着目しつつも、既存の教団宗教とは異なる、もっと個人的な「宗教性」（スピリチュアリティと呼ぶ論者もいる）が社会倫理の構築に役割を果たすことに期待する議論もある。

その代表が、**『〈私〉だけの神――平和と暴力のはざまにある宗教』（ウルリッヒ・ベック著、鈴木直訳、岩波書店、2011 年）**である。ベックは昨年逝去した社会学者であり、「リスク社会論」などでよく知られている。彼は宗教の世俗化という古典的な社会学の議論を振り返りつつ、世俗化した宗教が、（私事化ではなく）個人化することでかえって「コスモポリタンな倫理」に開かれることに期待した。そして、カサノヴァらとは対照的に、宗教教団が社会的に活動する公共宗教という形態ではなく、暴力の可能性を帯びた「制度的宗教」から、平和への連帯を目指す「個々人の宗教性」への移行に、ポスト世俗化時代における宗教の可能性をみた。彼の希望がどこまで実現するかは、いささか肯定しがたい面もあるが、宗教という主題を「宗教性」へと広げる戦略は、いま宗教と倫理という主題を考えるうえで重要な視点となるだろう。

拙著を挙げるのは気が引けるが、**『死者と苦しみの宗教哲学――宗教哲学の現代的可能性』（佐藤啓介著、晃洋書房、2017 年）**もまた、そうした「個々人の宗教性のもつ普遍性」を浮かび上がらせるという戦略のもと、宗教と倫理の相克という伝統的な哲学的主題を、死者との倫理的関係という問題に即して解釈しなおした一冊である。

3. 宗教による社会貢献

これまで紹介してきたのは、宗教研究の領域における宗教理解（そして、その宗教と倫理との関係の理解）の変化にかかわる書籍であったが、そうした問題意識の変化は、宗教研究者だけのものではなかった。むしろ、宗教教団自身が、ポスト世俗化時代において、自身がもっている公共性を自覚し、自身のこれまでの営みを「社会貢献」として積極的に語りなおすようになった。教団内部でのみ自身の倫理を語る一方、公共圏ではその倫理を前面に押し出すことを控えておずおずと社会活動をする…、そんな従来の宗教の社会活動のあり方に変化が生じつつあるのだ。そうした変化は、とりわけ日本の場合は東日本大震災以降、顕著に確認することができ、研究者たちもそこに注目しはじめている。

『社会貢献する宗教』（稲場圭信・櫻井義秀編著、世界思想社、2009 年）は、国内の宗教団体の活動を主な事例としながら、「宗教の社会貢献」という意欲的視座を宗教および宗教研究に鮮やかに示した先駆的一冊である。また、3.11 直後に刊行された、**『利他主義と宗教』（稲場圭信著、弘文堂、2011 年）**は、現代宗教の具体的な社会貢献を宗教的利他主義という観点から捉えなおしており、重要な視点を与えてくれる。また、この著作ではまだ扱われていないが、3.11 以後に創設された「臨床宗教師」の制度なども、こうした展開の延長線上で理解できよう。もちろん、3.11 以前から、現場の草の根レベルで社会活動を続けていた宗教教団も多い。**『宗教の社会貢献を問い直す――ホームレス支援の現場から』（白波瀬達也著、ナカニシヤ出版、2015 年）**は、キリスト教諸団体の活動を地道なフィールドワークを通して描き出し、宗教の社会貢献という現代的枠組みのもとで捉えなおした労作である。

まとめにかえて

以上で紹介した宗教の公共性、宗教性の倫理、宗教の社会貢献といった主題は、伝統的宗教イメージと合わない点もあり、とりわけ日本国内においては、世間でまだまだ理解されているとは言いがたい。結婚式と葬式でしか宗教との接点がないという人も、現代日本では多数を占めるはずである。あるいは、カルトを念頭におき、宗教は社会と対立するという負のイメージをもっている人も多いだろう（カルトはカルトで、その問題の切迫性を軽んじてはならない）。だが、国内でも国外でも、宗教は社会におけるアクターとして自身を位置づけなおしつつある。これからの時代、この変化のなかから、新たな宗教と倫理の関係が構築されていくのは、間違いあるまい。■

社会倫理研究奨励賞
第12回候補論文
只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは?

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは?

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理学的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧下さい。）

応募要領

応募資格　原則として論文公刊時に40歳未満

審査対象となる著作物　2017年12月1日から2018年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り　2018年12月1日必着（随時受付中）

応募方法　応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/award/）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式：本人以外の人物による推薦文を添付すること

自薦方式：本人による800字以内の要約を添付すること

宛先　〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

審査方法　第12回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：沢井実［南山大学教授］）の協議によって審査します。

審査結果の公表　受賞者本人へ通知の上、受賞者の氏名および受賞論文名を2019年2月上旬に社倫研ウェブページにて公表します。

授与式等　2019年3月14日（予定）に授賞式を開催し、受賞者には記念講演を行ってもらいます。また、審査結果と記念講演内容は2019年6月発行予定の『時報しゃりんけん』第12号に掲載されます。

授与される賞と副賞（給付研究奨励金）　社会倫理研究奨励賞1名（30万円）／審査員賞1名（3万円）

＊審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。

優れた論文をご推薦下さい!!

研究所活動記録
（2017年4月-2018年3月）

平成29年度（2017年度）活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

第1回　平成29年4月22日
　報告者　小西真理子（日本学術振興会特別研究員PD）
　論　題　「共依存者は不幸なのか」
　討論者　稲村厚（認定NPO法人ワンデーポート理事長・司法書士）、森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

第2回　平成29年7月30日
　共通テーマ　都市と歴史から考えるサステイナビリティ
　報告者　沢井実（南山大学経営学部教授）
　論　題　「集積と多様性―近代大阪の産業発展から何を学ぶか」
　討論者　吉永明弘（江戸川大学社会学部准教授）

第3回　平成29年10月14日
　共通テーマ　人道主義は「美しい」のか？
　報告者　五十嵐元道（関西大学政策創造学部准教授）
　論　題　「国際社会におけるトラスティーシップと人道主義」
　討論者　大竹弘二（南山大学国際教養学部准教授／社会倫理研究所第二種研究所員）

第4回　平成30年1月20日
　共通テーマ　自殺の社会学～自殺はなぜ起きるのか？
　報告者　岡 檀（慶應義塾大学SFC研究所上席所員）
　論　題　「日本で"最も"自殺の少ない町から学ぶ生き心地の良さとは何か」
　報告者　阪本俊生（南山大学経済学部教授／社会倫理研究所第二種研究所員）
　論　題　「社会学からみた自殺予防の未来―フェイス（顔）を考える視点」
　討論者　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

しゃりんけんトークセミナー

第1回　平成29年4月20日
　テーマ　友だちが「死にたい」って言ったらどうする？
　報告者　岡田暁宜（南山大学保健センター長）
　司　会　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

第2回　平成29年5月19日
　テーマ　5年後、あなたの「住む場所」はどこ？
　論　題　世界における「人の移動」と国際移住機関の役割
　報告者　佐藤美央（国際移住機関駐日代表）
　司　会　山田哲也（南山大学総合政策学部教授／社会倫理研究所第二種研究所員）

第3回　平成29年7月4日
　テーマ　あなたの体内時計、壊れてない？
　論　題　睡眠と体内時計について
　報告者　粂 和彦（名古屋市立大学教授）
　司　会　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

第4回　平成29年7月4日
　テーマ　もし就職した職場がブラックだったらどうする？
　論　題　職場におけるメンタルヘルスと労務問題
　報告者　生越照幸（弁護士）
　対談者　粂 和彦（名古屋市立大学教授）
　司　会　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

第5回　平成29年10月4日
　テーマ　大切な人の〈からだ〉のこと、どこまで知っていますか？
　報告者　早川徳香（南山大学保健センター）
　司　会　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）、篭橋一輝（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

第6回　平成29年12月22日
　テーマ　人との〈違い〉に苦しんでいませんか？
　報告者　加我牧子先生（東京都立東部療育センター院長）
　司　会　森山花鈴（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）、奥田太郎（南山大学社会倫理研究所第一種研究所員）

国際ワークショップ

1st International Conference of Landcare Studies: Global Resilience Through Local Self-Reliance - The Landcare Model

平成 29 年 11 月 5-8 日

報告者　[Session 1] Andrew Campbell, Lisa Robins, Graham Marshall, Paul Martin, Sonia Williams, [Session 2] Joseph Runzo-Inada, Clinton Muller, Tomomi Maekawa, Francis Steyn, Andrea Mason, [Session 3] Jen Quealy, Rob Youl, Beatrice Dossah, Nick Edgar, Megan Rowlatt, [Session 4] Stewart Lockie, Mary Johnson, Evy Carusos, Ashley Bland, Kazuki Kagohashi, [Session 5] Ross Colliver, Liddy Nevile, Tokihiko Fujimoto, Pip Job, [Session 6] Yvonne Everett, Michael Seigel, Allan Dale, Andres Arnalds, Brian Slater, Jónína Sigríður Þorláksdóttir, Kaye Rodden

会　場　金山プラザホテル

主　催　南山大学社会倫理研究所

共　催　Australian Landcare International

協　賛　南山大学、Australia-Japan Foundation、World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)、Global Agribusiness Alliance (GAA)

シンポジウム

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム「人権・安全・安心？―「いわゆる障碍者」の居場所」

平成 30 年 2 月 25 日

会　場　上智大学四谷キャンパス

報告者　水留正流（南山大学法学部准教授）、三島卓穂（千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員）、大塚晃（上智大学総合人間科学部教授）、石田安実（上智大学生命倫理研究所）

司　会　奥田純一郎（上智大学法学部教授）

主　催　上智大学生命倫理研究所

共　催　南山大学社会倫理研究所

共催ワークショップ

南山大学社会倫理研究所共催・R2P ネットワーク主催ワークショップ「「保護する責任」からみる国際社会：試行錯誤の四半世紀」

平成 30 年 3 月 18 日

会　場　東京大学駒場キャンパス

報告者　高澤洋志（広島平和構築人材育成センター）、小松志朗（山梨大学）、政所大輔（神戸大学）、井上実佳（東洋学園大学）、清水奈名子（宇都宮大学）、中村長史（東京大学）

討論者　キハラハント愛（東京大学）

司　会　大庭弘継（京都大学研究員／社会倫理研究所非常勤研究員）、中内政貴（大阪大学）

主　催　R2P ネットワーク

共　催　南山大学社会倫理研究所、大阪大学大学院国際公共政策研究科

出版物

名　称　社会倫理研究所編『社会と倫理』第三十二号

発行日　2017 年 11 月 30 日

名　称　社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第十号

発行日　2017 年 10 月 31 日

名　称　Synthesised by Michael T. Seigel and Kazuki Kagohashi with input and editorial support from Allan Dale, Jen Quealy, Andrea Mason, Rob Youl and other conference participants, *Global Resilience Through Local Self-Reliance - The Landcare Model: A Summary of the Discussion of International Conference of Landcare Studies 2017*

発行日　2018 年 3 月 31 日

研究所活動記録
（2017年4月-2018年3月）

研究所専任スタッフ研究業績

奥田太郎【おくだ・たろう】

著書

芝垣亮介・奥田太郎編『失われたドーナツの穴を求めて』（第0穴「ドーナツとその穴にまつわる深い謎を学問する〜ドーナトロジーへようこそ」pp.8-18、第8穴「ドーナツに穴は存在するのか」pp.192-207、穴コラム0「ドーナツの形は宇宙の形？」pp.20-24、および、全体の編集を担当）、さいはて社、2017年7月。224p.。

唐沢穣・松村良之・奥田太郎編『責任と法意識の人間科学』（第9章「規範意識と道徳教育」pp.239-260、第11章「責任と法意識をめぐる人間科学的考察」（唐沢穣・松村良之との共著）pp.277-304、および、全体の編集を担当）、勁草書房、2018年1月。328p.。

学会発表

特定質問、共通課題「倫理学と美学―倫理と美の関係の帰趨を展望しつつ」、日本倫理学会第68回大会、日本倫理学会、2017年10月8日、弘前大学。

研究会報告

「（共依存し続ける）自由からの逃走？〜小西真理子『共依存の倫理：必要とされることを渇望する人びと』（晃洋書房）へのコメント」、合評会「共依存の倫理と支援の在り方」、立命館大学生存学研究センター、2018年3月9日、立命館大学朱雀キャンパス。

「個別性・一般性・普遍性の狭間をゆく〜福永報告・吉川報告・佐藤報告へのコメント」、間文化現象学ワークショップ「倫理―水俣からその根源をたどる」、立命館大学間文化現象学研究センター、2018年3月27日、立命館大学衣笠キャンパス。

講演

「シティズンシップ教育の可能性〜批判の力を育てるとはいかなることか」、2017年度第3回創価大学学士課程教育機構FDセミナー、創価大学、2017年6月23日。

寄稿

「「善悪の判断」「希望と勇気」「個性の伸長」」（連載「見てわかる！道徳」第4回、上村崇との共著、越智貢監修）『どうとくのひろば』No.17、日本文教出版、pp.10-11、2017年5月。

「「友情、信頼」「よりよい学校生活、集団生活の充実」」（連載「見てわかる！道徳」第5回、上村崇との共著、越智貢監修）『どうとくのひろば』No.18、日本文教出版、pp.6-7、2017年10月。

「「真理の探究、創造」「克己と強い意志」」（連載「見てわかる！道徳」第6回、上村崇との共著、越智貢監修）『どうとくのひろば』No.19、日本文教出版、pp.6-7、2018年1月。

翻訳

L. A. ポール著、『今夜ヴァンパイアになる前に―分析的実存哲学入門』（L. A. Paul, Transformative Experience, Oxford University Press, 2014）、奥田太郎・薄井尚樹訳、勁草書房、2017年5月。236p.。

調査報告書

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業（受託事業者：縁エキスパート株式会社）『平成29年度「保護者のための体験！体感！スマホ教室」受講者アンケート調査分析中間報告書』2017年12月22日（協力：土屋耕治）。

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業（受託事業者：縁エキスパート株式会社）『平成29年度「保護者のための体験！体感！スマホ教室」受講者アンケート調査分析最終報告書』2018年3月23日（協力：土屋耕治）。

篭橋一輝【かごはし・かずき】

論文

「クリティカル自然資本と持続可能性—到達点と課題」『環境経済・政策研究』第 10 巻 2 号、pp. 18-31、2017 年 9 月。

“The Challenges and Solutions of Managing a Voluntary Group - A Case Study of the Developmental Process of SPELJ” (Tomomi Maekawa, David Aron, Kazuki Kagohashi and Michael T. Seigel), *International Journal of Affective Engineering*, Vol. 16, Issue 2, pp. 139-148, April 2017.

学会発表

“Applying the Social-Ecological System Framework to Identify the Social Impact of Dam Removal: A Case of Arase Dam in Japan (Tomohiko Ohno, Gaku Mitsumata, Daisaku Shimada and Kazuki Kagohashi)”, XVI Biennial Conference of International Association for the Study of the Commons, Utrecht University, Netherlands, 10th July, 2017.

「消費と主観的幸福度に関する考察—アジアへの示唆（企画セッション：充足性の経済学と政策デザインの構築へ向けて）」（鶴見哲也・篭橋一輝・馬奈木俊介）、環境経済・政策学会 2017 年大会、高知工科大学、2017 年 9 月 10 日。

「佐藤・仲山論文（「消費のソーシャル・ネットワークにおけるグリーン・コンシューマー」）へのコメント」、環境経済・政策学会 2017 年大会、高知工科大学、2017 年 9 月 10 日。

研究会報告

「クリティカル自然資本の現状と課題」、食農環境研究会、龍谷大学、2017 年 12 月 27 日。

“What Determines the Resilience of Local Communities? - A Comparative Analysis between Landcare and a Pond Irrigation System in Japan”, International Landcare Conference 2017, Kanayama Plaza Hotel, Nagoya, 11th November, 2017.

寄稿

「【巻頭言】地域の自律と連携を生み出すランドケア」『地域と協同の研究センター NEWS』162 号、2018 年 2 月 25 日。

研究報告書

“Global Resilience Through Local Self-Reliance - The Landcare Model, A Summary of the Discussion of International Conference on Landcare Studies 2017” (synthesized by Michael T. Seigel and Kazuki Kagohashi), Nanzan University Institute for Social Ethics, 31th March, 2018.

森山花鈴【もりやま・かりん】

著書

『自殺対策の政治学』単著、晃洋書房、2018 年 3 月。

論文

「被災地と自殺対策」『アカデミア社会科学編』第 14 号、pp.123-134、2018 年 1 月。

「地域自殺対策緊急強化基金の成立過程」『アカデミア社会科学編』第 13 号、pp.129-140、2017 年 6 月。

学会発表

「地域における今後の自殺対策」、第 41 回日本自殺予防学会、つくば国際会議場、2017 年 09 月 23 日。

寄稿

「誰もが取り組むことのできる自殺対策へ」『社会福祉法人愛知いのちの電話協会名古屋いのちの電話ニューズレター』No.96、p.2、2017 年 7 月。

調査報告書

自殺対策に関する調査研究事業委託（名古屋市）「自殺対策に関する調査研究（名古屋市）事業報告書」、2018 年 3 月（研究代表者：森山花鈴）。

南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長
奥田 太郎

第一種研究所員

奥田 太郎	人文学部人類文化学科・教授［倫理学、応用倫理学］
篭橋 一輝	国際教養学部国際教養学科・講師［地球環境学、環境経済学］
森山 花鈴	法学部法律学科・講師［行政学、政治学］

第二種研究所員

石川 良文	総合政策学部総合政策学科・教授［都市環境政策、地域経済、公共政策評価］
大竹 弘二	国際教養学部国際教養学科・准教授［現代ドイツ政治理論、政治思想史］
阪本 俊生	経済学部経済学科・教授［社会学、経済社会学］
杉原 桂太	理工学部機械電子制御工学科・講師［科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理］
鶴見 哲也	総合政策学部総合政策学科・准教授［環境経済学］
早川 徳香	人文学部心理人間学科・准教授［児童・思春期精神病理学、摂食障害］
丸山 雅夫	大学院法務研究科・教授［刑事法］
水留 正流	法学部法律学科・准教授［刑法、精神医療］
三好 千春	人文学部キリスト教学科・教授［キリスト教史］
山田 哲也	総合政策学部総合政策学科・教授［国際法、国際機構論］

非常勤研究員

石田　淳	東京大学大学院総合文化研究科・教授［国際政治学］
梅澤　彩	熊本大学大学院人文社会科学研究部・大学院法曹養成研究科・准教授［民法、家族法］
大庭 弘継	京都大学大学院文学研究科・研究員［国際政治学、国際安全保障］
生越 照幸	弁護士法人 ライフパートナー法律事務所・所長［法律、自死遺族支援］
粂　和彦	名古屋市立大学大学院薬学研究科・教授［神経科学、分子生物学、睡眠医学］
香坂　玲	東北大学大学院環境科学研究科・教授［環境経済学、国際協力論］
斎藤　修	一橋大学・名誉教授［比較経済史、歴史人口学］
鈴木　真	名古屋大学大学院人文学研究科・准教授［哲学、倫理学、Institutional Research］
高橋 良輔	青山学院大学地球社会共生学部・教授［現代政治理論、国際関係論、政治社会学］
谷口 照三	桃山学院大学経営学部・教授［経営学、経営哲学、経営倫理学］
都築 章子	NPO 法人 海の自然史研究所［教育学、科学教育］
中野 涼子	金沢大学人間社会学域国際学類・准教授［国際関係論、東アジア国際政治］
福永 真弓	東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授［環境倫理学、環境社会学］
眞嶋 俊造	広島大学大学院総合科学研究科・准教授［応用倫理学］
山田　秀	熊本大学法学部・教授［法哲学、自然法論］

五十音順・2018 年 4 月 1 日現在

研究プロジェクト相関マップ２０１８

倫理学の可能性／経済・経営・倫理／生命倫理の諸問題／科学技術と倫理
ガバナンスと環境問題／社会的レジリエンス
いのちの支援／生命倫理の諸問題

ガバナンスと環境問題
「国際社会」と倫理
いのちの支援
科学技術と倫理
社会的レジリエンス
いのちの支援
法・制度・倫理／生命倫理の諸問題
法・制度・倫理
歴史・記憶・情報／カトリック社会倫理
「国際社会」と倫理／法・制度・倫理

「国際社会」と倫理
生命倫理の諸問題／法・制度・倫理／いのちの支援
「国際社会」と倫理
いのちの支援
いのちの支援
ガバナンスと環境問題
社会的レジリエンス
倫理学の可能性／科学技術と倫理
「国際社会」と倫理
ガバナンスと環境問題／経済・経営・倫理
社会的レジリエンス
「国際社会」と倫理／記憶・歴史・情報
ガバナンスと環境問題／倫理学の可能性
「国際社会」と倫理／倫理学の可能性
カトリック社会倫理

共通テーマ「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」

編集後記

今号をもって通巻 10 号を超えたことを期に、本誌のカバーデザインをリニューアルいたしました。リニューアルに際しては、クリエイティブワークと発達障害サポートに取り組む s'lounge の松永結実さんと村上拓也さんに、研究所活動のコンセプトや理念の整理に関するブレインストーミングの段階から関わっていただき、今後 10 年を見据えた新たなカバーデザインにたどり着くことができました。松永さんと村上さんの真摯な仕事への姿勢に改めて敬意と感謝の意を表します。そして、今後の社倫研の活動の行方を見守ってくださいますよう、皆様にお願い申し上げる次第です。

2017 年度も活発な研究所活動を展開できました。篭橋が担当する「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは、ランドケアに関する国際会議を開き、研究者と実務者を含む国際的な研究ネットワークの構築につながりました。他方、森山が担当する「いのちの支援」研究プロジェクトでは、名古屋市の委託を受けた政策提言型の共同研究を学際的に進めることができました。さらに、研究所員による自発的な活動として、南山大学内の研究者をゲストに招き、現在取り組んでいる研究についてざっくばらんに談話する「ランチョンミーティング」や、専門家と実務家、生活者がリラックスした雰囲気のなか、よき生に関わる様々なトピックについて語らう「しゃりんけんプラットフォーム」といったセミクローズドの活動も継続的に展開しております。また、研究所活動について一言申し添えておくべきことがあるとすれば、第 11 回社会倫理研究奨励賞では、当初選定委員長をお願いしていた辻中豊先生がご事情により急遽委員長業務を遂行することが困難になられたため、学外選定委員の谷口照三先生に選定委員長代理をお務めいただくこととなりました。急なお願いにもかかわらずご快諾くださり、誠にありがとうございました。

2018 年度においても、設立 40 年を迎える 2020 年度も念頭に置き、活動してまいります。今後とも一層のご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

奥田太郎

時報しゃりんけん **第11号**

2018年7月31日　発行

編集兼発行人　南山大学社会倫理研究所

名古屋市昭和区山里町18　〒466-8673
電話　(052) 832-3111（代表）
代表者　奥田太郎
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp
http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/

印 刷 所　株式会社クイックス

名古屋市熱田区桜田町19-20　〒456-0004
電話　(052) 871-9190（代表）

ISSN 2188-7985　Printed in Japan

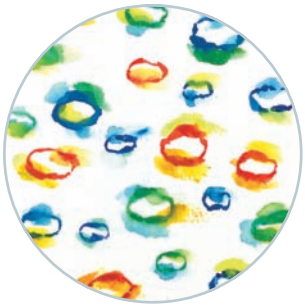

扉のテーマ：いのち / Life

生命・暮らし・人生
出産・育児・介護
自殺・DV・虐待・貧困

「そこから語る、問う、考える」

南山大学社会倫理研究所は、南山大学の研究・教育のモットー「人間の尊厳のために」の内実の解明および「善き生」を支える教養の再建というコア・ミッションのもと1980年5月に設立されました。

以来、現代における社会倫理的課題に関して、異なる専門分野や視点から多面的に考察する様々な研究プロジェクトを企画・遂行してきました。関連資料の収集・整備を通じた研究所ライブラリの構築に加えて、現代社会の様々な問題に関わる研究者や実務者等、多様なバックグラウンドを有する人々による探求プラットフォームの構築を進め、それを通じた共同研究に継続的に取り組んでいます。

2017年度の活動報告

[出版]

■ 社会と倫理

第32号「特集　運・倫理・政治」
（執筆者）
奥田太郎　古田徹也　近藤智彦　井上彰　眞嶋俊造
蝶名林亮　有馬斉　菊池理夫　米倉正実　山田秀
杉本俊介　大庭弘継　中村文子　小城拓理　梅澤彩
鈴木貴之　粂和彦　大隈直人　森山花鈴

■ 時報しゃりんけん

南山大学社会倫理研究所所報

■ 報告書

Global Resilience Through Local Self-Reliance
-The Landcare Model
A Summary of the Discussion of International
Conference of Landcare Studies 2017

[共同研究]

レジリエンスの社会倫理的基盤構築

- 「いのちの支援」研究プロジェクト
- 「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

[イベント]

■ 懇話会

2017.4.22　共依存者は不幸なのか
2017.7.30　都市と歴史から考えるサステイナビリティ
2017.10.14　人道主義は「美しい」のか？
2018.1.20　自殺の社会学～自殺はなぜ起きるのか？～

■ しゃりんけんトークセミナー

・シリーズ「こころと身体」
2017.4.20　友だちが「死にたい」って言ったらどうする？
2017.7.4　あなたの体内時計、壊れてない？
2017.7.4　もし就職した職場がブラックだったらどうする？
2017.10.4　大切な人の〈からだ〉のこと、どこまで知っていますか？
・シリーズ「家族」
2017.5.19　5年後、あなたの「住む場所」はどこ？
・シリーズ「〈他者〉を知る」
2017.12.22　人との〈違い〉に苦しんでいませんか？

■ シンポジウム / 国際会議

2018.2.25
上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催シンポジウム
「人権・安全・安心？ ―「いわゆる障碍者」の居場所」
2017.11.5-8
1st International Conference of Landcare Studies

■ 第11回　社会倫理研究奨励賞

受賞論文　中村信隆
「無知に基づく侮辱的行為はいかにして責任を問われるか」

南山大学社会倫理研究所
Nanzan University
Institute for Social Ethics

＜公式サイト＞
http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/